

小美玉市議会 文教福祉常任委員会審査記録

招集年月日	平成30年3月15日(木)	午前10時開会
会場場所	議会委員会室	
出席委員	関口輝門、鈴木俊一、荒川一秀、戸田見成、藤井敏生、谷仲和雄、石井旭	
欠席委員		
会議事件の 説明員職氏名	島田穰一市長、林利家副市長、加瀬博正教育長、長津智之教育部長、石田進指導室長、菅谷清美学校教育課長、中村均施設整備課長、田村昇一生涯学習課長、金谷和一スポーツ振興課長、田村智子学校給食課長、田中正志保健衛生部長、服部和志医療保険課長、重藤辰雄医療保険課参事、伊藤博文健康増進課長、成井修也福祉部長、堺明福祉事務所小川支所長、戸塚康志社会福祉課長、藤田誠一子ども福祉課長、磯敏弘介護福祉課長、寺門貴子福祉事務所美野里支所長	
職務出席者の職氏名	書記 須賀田千恵子	
付託事件	<p><b>【教育委員会関係】</b></p> <p>(1) 議案第11号 小美玉市基金条例の一部を改正する条例について</p> <p>(2) 議案第23号 平成29年度小美玉市一般会計補正予算(第4号)(教育委員会所管事項)</p> <p>(3) 議案第45号 指定管理者の指定について</p> <p><b>【保健衛生部・福祉部関係】</b></p> <p>(1) 議案第2号 小美玉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について</p> <p>(2) 議案第12号 小美玉市国民健康保険条例の一部を改正する条例について</p> <p>(3) 議案第13号 小美玉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について</p> <p>(4) 議案第14号 小美玉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>(5) 議案第15号 小美玉市介護保険条例の一部を改正する条例について</p> <p>(6) 議案第16号 小美玉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について</p> <p>(7) 議案第17号 小美玉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について</p> <p>(8) 議案第18号 小美玉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について</p> <p>(9) 議案第19号 小美玉市特殊入浴事業実施条例を廃止する条例について</p> <p>(10) 議案第23号 平成29年度小美玉市一般会計補正予算(第4号)(保健衛生部・福祉部所管事項)</p> <p>(11) 議案第24号 平成29年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)</p> <p>(12) 議案第25号 平成29年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第3号)</p> <p>(13) 議案第30号 平成29年度小美玉市介護保険特別会計補正予算(第3号)</p> <p>(14) 議案第44号 小美玉市医療センター移譲先団体の決定について</p>	

会議 (発言等の要旨)	<b>開会 午前 9時58分</b>
鈴木副委員長	<p>おはようございます。</p> <p>少々時間早いんですが、皆様おそろいになりましたので、ただいまより文教福祉常任委員会を開催いたします。</p> <p>まず初めに、委員長挨拶、関口委員長お願いいたします。</p>
関口委員長	<p>おはようございます。</p> <p>早春ということで、春の息吹が感じられるきょうこのごろとなりました。桜の開花も発表されまして、1週間ぐらい早いというようなことを報告を受けております。そういう中で、きのうに引き続きまして、文教福祉委員会ということでお集まりいただきましてありがとうございます。ともかく改選後初めての文教委員会でございますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。</p> <p>ともかく文教福祉、まずは学校問題ですが、大変な投資の中で適正化の問題に取り組んでいるわけでございます。そういう重要な中でご審議をいただくということでございますので、よろしくお願いをしたいと。</p> <p>もう一つは、高齢化ということで、ともかく人生100年時代というものが到来ということでございます。健康で長生きするということは、皆さんの願望だと思うんです。その中で、福祉対策、入念な形の中で対策を練っていただきまして、それらが実行されることを祈念したいなというふうに思います。</p> <p>そういう形の中で、この委員会が閣達のある意見の中で審議されることを望みまして、朝の挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願います。</p>
鈴木副委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、議長挨拶、市村議長お願いいたします。</p>
市村議長	<p>それでは、おはようございます。</p> <p>いよいよきょうから常任委員会ということで、今まで一般質問、そして予算特別委員会ということで、大変ご苦労さまでございました。続いての委員会ということでございます。きょうは本当に、先ほど委員長からあいさつにありましたように、春の息吹ということで非常に暖かくなってまいりました。議案が教育委員会3件が3件、そして、福祉関係が保健衛生と福祉関係が14件ということでございますので、合わせて17件、かなり多い議案がございますが、新しい年に向けて慎重なご審議をいただきたいと思います。大変ご苦労さまです。</p>
鈴木副委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、執行部挨拶、市長がお見えですので、島田市長、お願いいたします。</p>
島田市長	<p>改めて、おはようございます。</p> <p>時間前にということで開会され、議員の皆さん方にはお忙しい中、ご苦労さまでございます。きのうは予算特別委員会ということで、平成30年度の予算をお認めいただいたということで、まことにありがたく感謝申し上げるところでございます。</p> <p>また、きょうは文教福祉常任委員会の付託案件ということで、数多く議案が示されるわけでありまして。担当のほうから詳しく説明をさせますので、お聞き取りいただいて、全議案お認めいただければ大変ありがたいなとお願いを申し上げるところでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。ご苦労さまです。</p>
鈴木副委員長	<p>ありがとうございました。</p>

	<p>それでは、議事に入ります。 議事進行のほうは、関口委員長のほうでよろしく願いいたします。</p>
関口委員長	<p>それでは、役目柄進行をさせていただきたいと思います。 まず最初に、議員の方々から傍聴の申し入れがありました。お二方ですか許可をいたしましたのでよろしく願いをいたします。 それから、この委員会は改選後初めてでございますので、ともかく自己紹介をお願いしたいなと思います。執行部のほうからひとつ、お願い申し上げます。</p>
	自己紹介
<b>議案第11号 小美玉市基金条例の一部を改正する条例について</b>	
関口委員長	<p>それでは、本日の審査順を少し変更しております。ということは、きょう水戸教育事務所のほうで、茨城県の小・中学校教職員の人事異動の内示の発令があるということございまして、加瀬教育長と石田指導室長が中座するということなんで、そういうことで、ひとつご了承いただきたいと思います。そういうことを踏まえて、教育委員会関係を先に審査したいと思います。続いて、保健衛生なり、福祉部関係を議案といたしますのでよろしく願い申し上げます。 それでは、本日の議題であります付託された議案、審査付託のとおり、議案第11号 小美玉市基金条例の一部を改正する条例について議題といたします。 執行部の説明をお願いいたします。</p>
金谷スポーツ振興課長	<p>議案第11号 小美玉市基金条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。 小美玉市基金条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。 提案理由といたしましては、小美玉市本田昌也スポーツ振興基金の名称を改めるため、この案を提出するものでございます。 改正の内容につきましては、3枚目の新旧対照表にて説明いたします。 別表第1の表中「小美玉市本田昌也スポーツ振興基金」を「小美玉市本田スポーツ推進基金」に名称を改めるものでございます。 この基金は、平成24年9月にこれまでの「小美玉市本田昌也環境福祉整備基金」から「小美玉市本田昌也スポーツ振興基金」に改め、「故、本田昌也様」からいただいた寄付金を基金に積み立て、スポーツ振興事業に活用してきたものでございます。 この度の基金の見直しに当たり、ご本人が平成25年9月20日に死去されていることから、ご家族に確認したところ、「故人の意志を引継ぎ、微力ながら貢献していきたい。」との申し出があったため、名称を変更し継続して行くものでございます。</p>
関口委員長	<p>ありがとうございました。説明が終わりました。 質疑に入ります。ひとつ挙手をもって許しますので、手を挙げていただきたいと思います。よろしく願いします。 質疑ありますか。</p>
各委員	[発言する者なし]
関口委員長	<p>ないようでございますね。 それでは、質疑を終結させていただきます。 次に、討論に入りますけれども、討論はございませんか。</p>

各委員	〔「なし」と呼ぶ声あり〕
関口委員長	<p>なしという声がありますので、討論は終わりにします。 これより採決に入ります。 議案第11号 小美玉市基金条例の一部を改正する条例について採決をいたします。 お諮りいたします。 本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕
関口委員長	<p>異議なしというような声がございますので、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。</p>
<b>議案第23号 平成29年度小美玉市一般会計補正予算（第4号）（教育委員会所管事項）</b>	
関口委員長	<p>続いて、議案第23号 平成29年度小美玉市一般会計補正予算のうち、教育委員会所管事項について議題といたします。 説明をお願いいたします。</p>
中村施設整備課長	<p>それでは、議案第23号 平成29年度小美玉市一般会計補正予算（第4号）の教育委員会所管事項について説明いたします。 なお、説明はページに従い当該担当課より交互にさせていただきます。 それでは、5ページ第2表「継続費補正」をご覧ください。 10款教育費 2項小学校費 小川南小学校校舎新築工事におきまして、平成29年度30年度の2ヵ年にわたる継続費を5,071万円減額し15億2,668万9,000円とし、それに伴う年割額は平成29年度1,521万3,000円減額の4億5,800万7,000円、平成30年度3,549万7,000円減額の10億6,868万2,000円に補正するものです。 これは、小川南小学校校舎新築工事及び同工事監理の契約によるものです。 次に6ページ第3表「繰越明許費」最下段をご覧ください。 10款教育費 2項小学校費 小学校建設事業において、1,498万4,000円の繰越をお願いするものです。 その内容は、委託料として（仮称）野田・上吉影・下吉影統合小学校建設工事基本設計業務委託です。 繰越の理由ですが、当該校は「小中学校規模配置適正化実施計画」において、統合小学校としての建設を計画していましたが、統合準備委員会等の協議により、小中一貫の義務教育学校として開校することが決定し、教育内容や小川北中学校との一体的整備等の新たな検討に時間を要したためです。</p>
菅谷学校教育課長	<p>続きまして、教育委員会所管の歳入について学校教育課より一括でご説明申し上げます。 補正予算書、10ページをお開き願います。下から2段目、13款分担金及び負担金 1項負担金、 3目教育費負担金 1節教育総務費負担金は、放課後児童クラブ保護者負担金で357万円の減額をお願いするものです。利用児童数の減少によるもので、充当先は45ページの教育総務費 4目放課後子どもプラン推進費でございます。 続きまして、11ページ下の段になります。 15款国庫支出金 2項国庫補助金 7目教育費国庫補助金 2節小学校費補助金でございますが、公立学校施設整備費補助金は、6,344万5,000円の増額をお願いするもので、小川南小学校校舎新築工事の補助金交付額決定に伴うものでございます。 防衛施設周辺防音事業補助金は、458万4,000円の減額をお願いするもので、小</p>

	<p>川南小学校併行防音工事の補助金交付額決定に伴うものでございます。</p> <p>いずれも充当先は、46ページ小学校費 3目学校建設費でございます。</p> <p>続きまして、12ページから13ページをご覧ください。</p> <p>16款県支出金 2項県補助金 8目教育費補助金 1節教育総務費補助金でございますが、放課後子ども教室推進事業補助金は、9万2,000円の減額をお願いするものでございます。補助金交付額の決定に伴うもので、充当先は45ページの教育総務費 「4目 放課後子どもプラン推進費」でございます。</p> <p>3節保健体育費補助金は茨城県キャンプ誘致活動事業費補助金として5万4,000円の増額をお願いするものです。補助率1/2の事業で、50ページの保健体育費 1目保健体育総務費へ充当し一般財源との財源入れ替えを行うものでございます。</p> <p>続きまして 18款寄附金 1項寄附金 3目教育費寄附金 1節保健体育費寄附金は保健体育に対する指定寄附金で29万円の増額をお願いするものです。ToToジャパンクラシック大会チャリティフォト寄附金によるもので、充当先は53ページの基金費 9目体力づくり基金費」でございます。</p> <p>続きまして、19款繰入金 2項基金繰入金 1目基金繰入金でございますが、14ページをお開き願います。上から2行目の体力づくり基金繰入金は15万5,000円の増額をお願いするものです。今年度のスポーツ優秀選手等補助金の確定に伴うもので、充当先は50ページの保健体育費 1目保健体育総務費でございます。</p> <p>また、一番下の行、教育活動支援基金繰入金は96万円の減額をお願いするものです。自然教室の事業額確定によるもので、充当先は46ページの小学校費 2目教育振興費でございます。</p> <p>歳入につきましては、以上でございます。</p> <p>続きまして、教育委員会所管の歳出についてご説明申し上げます。</p> <p>44ページをお開き願います。下の段からになります。10款教育費 1項教育総務費 2目事務局費でございますが、1教育長に要する給与費及び2学校教育に要する職員給与費は、総務課所管のため説明を省略させていただきます。</p>
石田指導室長	<p>続きまして、3目教育指導費22万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。</p> <p>内容につきましては、コード3適応指導教室関係経費において教育相談員報酬の支出額確定に伴い、報酬23万円の補正減。</p> <p>コード6子ども環境改善支援事業において社会保険料保険料率の変更に伴い、社会保険料に不足が見込まれることから、共済費5,000円の補正増をお願いするものでございます。</p>
菅谷学校教育課長	<p>続きまして、4目放課後子どもプラン推進費は、総額で1,296万1,000円の補正減をお願いするものでございます。</p> <p>1放課後児童対策事業は1,308万1,000円の減額をお願いするものです。</p> <p>7節臨時職員賃金は1,200万円の減でございます。当初予算では、児童クラブの開設日に登録をしている子どもたちが全員来るものとして指導員の数と勤務時間を最大数で計算しておりますが、実際には当日利用する子どもの数によって指導員の数、時間を調整していることから年度末までの利用児童数と賃金の支払い見込額を精査したことによる減額でございます。</p> <p>13節委託料の放課後子どもプラン指導員派遣事業は130万円の減でございます。長期休業中などの指導員不足解消のため、指導員の派遣事業を予定しておりましたが、入札不調により事業が不成立となったことによるものでございます。</p> <p>19節 補助金は21万9,000円の増額でございます。</p> <p>46ページをお開きいただきまして、内訳でございますが放課後児童対策事業補助金は29万7,000円の減でございます。これは、民間の放課後児童クラブに対する運営費補助金の支出見込額の確定に伴うものでございます。</p> <p>民間放課後児童クラブ利用促進事業補助金は51万6,000円の増でございます。民</p>

	<p>間の放課後児童クラブ利用児童数の増加に伴うものでございます。</p> <p>2 放課後子ども教室推進事業は 7 節臨時職員賃金で12万円の増額をお願いするものでございます。コーディネーター2名を放課後対策事業の総合的な調整役として配置しておりますが、各児童クラブの運営に関する連絡調整の業務量増加に伴うものです。</p> <p>続きまして、2 項小学校費 1 目学校管理費は1 小学校運営経費の7 節賃金で、150万円の減額をお願いするものでございます。</p> <p>小学校に配置している生活介助員の年度末までの勤務状況から、賃金の見込額を精査したことによる減額でございます。</p> <p>2 目教育振興費は1 教育活動振興経費の14 節自動車借上料で、178万6,000円の減額をお願いするものでございます。自然教室のバス借り上げにかかる入札差金による減でございます。</p>
<p>中村施設整備課長</p>	<p>10 款教育費 2 項小学校費 3 目学校建設費 1 小学校建設事業につきまして1,521万3,000円の補正減です。</p> <p>その内容は、13 節委託料の工事監理委託料として小川南小学校新築工事監理委託592万5,000円及び15 節工事請負費として小川南小学校校舎新築工事928万8,000円の契約差金を減額するものです。</p>
<p>菅谷学校教育課長</p>	<p>続きまして、47ページをご覧ください。</p> <p>4 項幼稚園費 1 目幼稚園管理費は、総額で674万8,000円の減額をお願いするものでございます。</p> <p>1 は、職員給与費のため説明を省略させていただきます。</p> <p>2 幼稚園運営経費は、賃金で700万円の減額でございます。</p> <p>臨時職員賃金は、生活介助員でございますが、年度末までの勤務の見込から賃金の支出見込額を精査したことにより80万円の減額、臨時講師賃金につきましては、当初予算計上時に見込んでいた人数より少ない人数の雇用となったことと年度途中で退職者が出たことにより620万円の減額でございます。</p>
<p>田村生涯学習課長</p>	<p>続きまして、生涯学習課所管についてご説明いたします。</p> <p>同じく47ページになります。</p> <p>5 項社会教育費 各目の職員給与につきましては説明を省略させていただきます。</p> <p>1 目社会教育総務費231万5,000円の補正減をお願いするものでございます。</p> <p>2 社会教育総務事務費17万1,000円の減、次のページをご覧ください。内容としましては、7月に開催しました戸沢サミットの事業費確定により補助金を減額するものです。</p> <p>次に、6 新入学児童用ランドセル購入事業215万円の減、内容としましては新入学児童に贈呈する記念品ランドセルの入札差金と贈呈数の確定により減額するものです。</p> <p>2 目公民館費31万8,000円の補正減をお願いするものでございます。</p> <p>3 小川公民館施設維持管理費2万円の減、内容としましては、消防設備の自動火災報知設備と誘導灯の修繕料21万8,000円を増額し、冷暖房保守管理・消防用施設保守点検・防火対象物点検・施設警備委託料の入札差金23万8,000円を減額するものです。</p> <p>次に、9 玉里公民館事業費55万9,000円の減、内容としましてはバスを利用する自然観察教室等の事業費確定により自動車借上料を減額するものです。</p> <p>次に、10 玉川地区学習等供用施設維持管理費9万2,000円の増、内容としましてはホール空調機の不良部品を交換する修繕料を増額するものです。</p> <p>49ページをご覧ください。</p> <p>3 目図書館・資料館費145万5,000円の補正減をお願いするものでございます。</p> <p>2 図書館運営費6万8,000円の減、内容としましては臨時職員の社会保険料に不</p>

	<p>足が生じるため3万円の増額と賃金執行見込額の残金10万円を減額し、複写機使用料に不足が生じるため2,000円を増額するものです。</p> <p>次に、5文化財調査・管理経費92万4,000円の減、内容としましては発掘作業をする臨時職員の賃金執行見込額の残金を減額するものです。</p> <p>4目やすらぎの里運営費114万3,000円の補正増をお願いするものでございます。</p> <p>50ページをご覧ください。</p> <p>3やすらぎの里施設維持管理費93万8,000円の増、内容としましてはやすらぎの里まつりの事業費確定により細菌検査と申請事務の手数料2万2,000円を減額し、書画棟の空調設備で置型のエアコンが使用不能のため取替える修繕工事96万円を増額するものです。</p> <p>5目生涯学習センター費119万円の補正増をお願いするものでございます。</p> <p>2生涯学習センター施設維持管理費112万5,000円の増、内容としましては文化ホールの冷暖房用の灯油単価と使用量が前年に比べて増しており、燃料費に不足が生じるため97万9,000円を増額し、複写機使用料に不足が生じるため14万6,000円を増額するものです。</p> <p>生涯学習課所管につきましては、以上です。</p>
<p>金谷スポーツ振興課長</p>	<p>引き続き、50ページの下段をご覧ください。</p> <p>6項 保健体育費 1目保健体育総務費でございますが、人件費ですので省略させていただきます。</p> <p>51ページをご覧ください。2保健体育事務費でございますが15万5,000円の補正増をお願いするものであります。内容といたしましては、19負担金補助及び交付金で、全国大会等に出場したスポーツ優秀選手等に対する補助金の増によるものであります。</p> <p>次に、2目体育施設費 5市内体育施設維持管理費でございますが33万8,000円の補正増をお願いするものであります。内容といたしましては、玉里運動公園のテニスネット及び砂入り人工芝の修繕のための補正増をお願いするものであります。</p>
<p>田村学校給食課長</p>	<p>引き続き、学校給食課所管の補正予算でございます。</p> <p>3目共同調理場費 コード1職員給与費につきましては、説明を省略させていただきます。</p> <p>コード4小美玉市共同調理場運営経費につきまして364万8,000円の補正増をお願いするものでございます。</p> <p>内容でございますが、11節修繕でありまして、洗浄機用のカーテン交換修理で44万8,000円を増額するものでございます。やけど防止や蒸気を逃がさないためのガードで、劣化によるものでございます。</p> <p>また、賄材料費としまして、320万円を増額するものでございます。大雪による影響で、野菜類の価格の高騰が続き、賄材料費の不足が考えられることから計上させていただきました。</p> <p>続きまして、事業5小美玉市共同調理場施設維持管理費で121万2,000円の補正増をお願いするものでございます。</p> <p>内容といたしまして、修繕で空調関係の部品の交換と排水処理施設のブロワーの部品交換です。いずれも劣化によるものでございます。</p> <p>以上、教育委員会所管の補正の説明でございます。よろしくお願いたします。</p>
<p>関口委員長</p>	<p>説明ありがとうございました。</p> <p>説明が終わりましたので、ご意見、質疑を伺いたいと思います。いかがでしょうか。</p>
<p>谷仲委員</p>	<p>私のほうから1点、絞ってお伺いをいたします。着座にて失礼いたします。</p>

	<p>この補正予算全般については、2日開会の説明のときに決算見込み額に応じた補正増減というところかなと思っております。</p> <p>そこで、私のほうからは、48ページの戸沢サミットの事業費確定というところでございますが、戸沢サミットの開催、これは戸沢公にゆかりのある自治体で持ち回りの開催というところと伺っております。それで、今回、戸沢サミットを開催に当たって、今後、小美玉市としてどのようにこの開催を生かしていくかという点、あとは次回、次にどういうふうにつなげていくかと、今後どのようにこの戸沢サミットの開催、これを小美玉市に生かしていくかという視点、そういうところでどのようにお考えになられているかというのを1点だけお伺いしたいと存じます。お願いいたします。</p>
田村生涯学習課長	<p>ただいまのご質問でございますが、現在のところ、5回目の戸沢サミットを、小美玉市で開催したわけですが、その後、関係自治体とのほうではまた回って開催するという連絡等々、確認等々はとっていないのが現状でございます。</p> <p>また、この戸沢サミットを開催しまして生かしたいところということでございますけれども、関係自治体と災害関係、復旧といたしますか、応援に関する協定書を交わしておりますので、今後の関係自治体との友好関係を深めていければと思っております。</p>
谷仲委員	<p>ちょっと質問の切り口を変えていきます。</p> <p>この戸沢サミットを開催いたしまして、小美玉市としてこのサミット開催を生かして、今後、例えば地域の歴史とか文化とか、そういう視点の切り口で今後どういうふうに生かしていくかというところを1点、その点をお聞きしたいと思っております。</p>
田村生涯学習課長	<p>この戸沢サミットを生かしまして、戸沢政盛公を市の関係する歴史的な人物ということで周知して、市民の皆様にも知っていただくためにも、生涯学習課のほうでは歴史探訪といたしますか歴史探検といたしますか、そういったところの事業等々も行っているところでございますので、そういう事業を通して市民の皆様理解していただけるような事業を展開していければと思っております。</p>
谷仲委員	<p>ありがとうございました。</p>
関口委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>ほかにご意見、質疑はございますか。</p>
石井委員	<p>それでは、45ページの一番下のところ、4番の放課後子どもプラン推進費ということで、右側の説明書のところで13番の委託料ですか、先ほどの説明で放課後子どもプラン指導員派遣事業30万円の減ということで、何か入札が不調というような説明があったと思うのですが、そういったことでこの内容がちょっとよく、詳しくわからないのですが、この事業はなくなったということなんですか。</p>
菅谷学校教育課長	<p>ただいまの石井委員からのご質問でございますが、放課後子どもプラン指導員派遣事業ということで、指導員がどうしても長期休業、夏休み等、そういったときに不足が生じてしまっております。また、年間通してなかなか指導員集まらないといったこともございまして、そういったことを、指導員の働き方ということも考えて、民間からの人材派遣、それができれば指導員ももう少し楽なシフトを組めるのではないだろうかというところで、今年度派遣事業というところで考えていたところなんです。</p> <p>実際に、3社のほうで入札ということで持っていったところなんですけど、当日は1社しかお見えにならなかったということで、入札のほうが不調に終わっております。なかなか人だけの派遣ということが難しいというところで、事業者とし</p>



	<p>ては運営そのものも含めての業務委託であれば、積極的にかかわりたいというところが本当のところかと思っております。</p> <p>今年度に関しましては、今いる指導員、臨時職員でシフトを組んで、勤務のほうをどうにか頑張ってもらっているところなんですけれども、放課後児童クラブの質そのものももう少し上げていきたい、また保護者の希望に沿った時間、そういったところも長時間の開館というんでしょうかね、そういったところも要望として出てきているところでございますので、教育委員会としましては、先々はそういった専門のスタッフがそろっている業者のほうに、運営のほうも委託ができればというところを考えているところでございます。</p>
石井委員	わかりました。ありがとうございました。
関口委員長	ほかにいかがですか。
藤井委員	<p>1点お伺いします。</p> <p>48ページ、新入学の学童用のランドセル購入費でございますけれども、215万の差金が出ております。大変、入札の結果、差金が出るというのは非常に結構なことでございますが、これはそれほど総額大きくない中で215万の差金が出るというのは、当初予算の見積もりが過大だったのかというふうに感じますけれども、いかがですか。</p>
田村生涯学習課長	<p>ただいまのご質問でございますが、まず当初予算なんですが、当初予算の単価の見積もりが税込みで1万8,360円を見込んでおりました。それで、実際にランドセルの購入に当たりまして、業者のほうに3社見積もりをもらいましたところ、一番安かったところが1万8,000円でございます。そちらをもとに入札をかけましたところ、単価のほうは税込みなんですが1万3,262円に下がったというところがございます、数的には当初は421を予定しておりまして、実際に確定したのが425個でございます、そうしますとその差額で215万円の入札差金という形になったところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
藤井委員	<p>今、事情はお伺いいたしました。</p> <p>しかし、差金が多く出るものが全てベターということではなくて、商品そのものもいい商品であるというような、そういうことであれば私は何ら問題ないと思っておりますが、その辺は大丈夫なんでしょうね。</p>
田村生涯学習課長	商品につきましては、入札に当たり仕様書を指名業者に出させてもらいまして、それに基づいた仕様で、入札に当たって、いただき納品時に検査を受けておりますので、問題ないというところでございます。
藤井委員	終わります。
関口委員長	<p>よろしいですね。</p> <p>ほかにいかがですか。</p>
荒川委員	<p>市の端のほうにいますので、中村課長、繰り越しの経緯をもう少し詳しく教えてくれないか。一生懸命、統合のあれでやっているんだろけれども、ちょっと私どものほうまで聞こえてこないの、その状況は。これ、繰り越すのはいたし方ないんだから構わないんだけれども、その経過とか、今、一生懸命やっている南小学校のほうはあれだけれども、今度は野田小とかはあれでしょう、上下吉影のほうに、そっちのほうはどうなっているのか。石井委員は近くだから聞こえるんでしょうけれども、とにかくちょっと教えてもらいたいな。</p>

<p>中村施設整備課長</p>	<p>ただいま荒川委員さんからのご質問で、各統廃合の小学校の状況と、さらには今回繰り越す野田、上吉影、下吉影小学校の状況を詳しく説明してほしいというご質問だったかと思えます。</p> <p>まず、先陣を切っております南小学校、さらには次に開校予定の玉里地区の小中一貫校、そしてこの野田、上吉影、下吉影小学校が平成35年4月の開校を目指して準備をしておるわけですが、どの地区におきましても学校、それから地域、そういった方々と建設準備委員会という組織をつくりまして、その中でさまざまな議論を行っております。</p> <p>そして今回、この野田、上吉影、下吉影統合小学校につきましては、当初、適正化実施計画の中で、この地区の学校は小川北中の周辺に小学校を統合するのみで建設しようという記載がありました。しかし、この建設準備委員会で、関係者各位が集まり議論を重ねた結果、やはりこれからは、一番教育を施す上では義務教育学校が最もふさわしいだろうというよう結論に至り、さらに周辺と位置づけていた建物の建設場所も、義務教育学校であれば北中に一体的に整備したほうがより効果が上がるだろうということになりました。しかし、今回、基本設計を委託した際には、周辺に建設するということでのスタートだったのですが、途中でこのような議論が起こり、このような結果になったものですから、それに伴うより詳細なというか、必要に応じた議論が今後時間的に要するというので、基本設計については繰り越しをさせていただいて、小中一貫義務教育学校として新たに議論していきましようということになりました。</p> <p>そして、これにつきましては、予定が大幅におくれるということではなく、平成35年4月の開校ということであれば十二分に検討を重ねる時間がございますので、繰り越しもやむを得ないのかなということでご我々事務局としても判断いたしまして、今回のご提案とさせていただきますところでございます。</p> <p>さらに、南小学校につきましては、現在、工事のほうを発注してございまして、来年31年4月の開校を目指して、今、建物が建ち上がろうとしているところでございます。2月末の進捗率については、先日もお話をさせていただきましたように18.7%ということで、今、工事が進んでいるところでございます。</p> <p>玉里地区につきましては、今年度、基本設計が完了し、来年度、実施設計の検討に入るというところが3つの地区の進捗状況でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>荒川委員</p>	<p>ありがとうございます。詳しく説明、どうもね。</p> <p>私も、そういう方向に進むのが一番ベターなのかなと思っておりますし、議会でも九州の五日市あたりに勉強しに行ってきた、小中一貫だと、それも玉里のほうは敷地が同じ道路になるというパターンだよね。それから、大阪の池田市だかそういうの、そちこち私らも行っているわけなんだけれども、要するにできれば今、1年から4年生、5、6、1年生、カリキュラムをあれしながら、そういうのが今からの時代なのかなというふうに感じますので、住民の皆さんとか父兄の皆さんにも、そういうところもやっぱりご理解いただいたり勉強しに行ってもらうような機会を与えて、少しでもそういうふうな勉強に行ってもらうのならば補助金を出してあげるとか、旅費ぐらい出すとか、そういうふうなことでやって見聞を広めていい方向に、ただ敷地だけに入ればまた感覚も違うと思いますけれども、そうじゃなくて中身から、せっかくあれだったらばどうかなというふうに思うので、検討していただければありがたいと思います。よろしくお願ひします。</p> <p>それから、いいですか。先ほど、今、ランドセルの話はしてもらいましたので、6年間もてば私は問題ないと思いますので、その辺のただ品質の問題が心配だったことなんですけども。</p> <p>あと、学校給食の田村さんのところで、残数というのかな、残菜がきのうちもちよっと5トンぐらい出ると言っていましたよね。それは、どこへ処分するんですかね。それがまず1点。</p>

	<p>それから、今回これブロア交換したりなんかして、一時ちょっと危険な状態というか、排水とか住民に心配かけた経緯があると思うんですが、業者の管理委託の問題だと思うんですけども、今はどういうふうな状況になっているのかお願いいたします。</p>
田村学校給食課長	<p>ただいまのご質問の回答をさせていただきます。</p> <p>第1点、残菜の処分ということでございますが、この残菜のほうの処分に関しましては、小美玉給食センターにつきましてはディスポーザーというミキサーの大きいものを利用しておりますので、それで流させていただいております。それに加えて、野菜などの下処理につきましては、燃えるごみとして毎日排出しております。</p> <p>残菜ですので、残菜のほうは全てディスポーザーということで流して、第2点の先ほどの質問の排水のほうですね、そちらのほうに流すような形の処理をしております。</p> <p>現在の処理施設のほうにつきましては、一旦安定しております、汚泥のくみ取り月2回、1年間やりました。今は安定しておりますが、施設全体が7年も経過しておりますので、その汚泥と油等、お米うちのほうで炊いておりますので、そこお米のとぎ汁等の、あと油の詰まり等で、下のほうがちょっとたまってきている状態のかなということであります。一応、ことしもそちらのほうは確認しておりますが、詰まったりとか吹き出したりとかということは今のところはございません。</p> <p>以上でございます。</p>
荒川委員	<p>ありがとうございました。</p> <p>今、もったいない運動で、テレビなんかでもよく賞味期限の問題とか関係して、それをいわゆる3分の1ルールとかという、食材の関係は、つくって生産者が3分の1期間に納品して3分の1期間に販売して、3分の1の期間に処分するというふうなことを言っていますよね。ですから、給食のほうもいつから5トンぐらい幾らでもないと思う、まあ幾らでもないというか結構あると思うんだけども、もう考え方の問題だけれども、商業的な問題で、ただそういうものに関して、畜産関係の豚屋さん、養豚屋さんとか、そういうところにやるような方法とか、そういうのを全然考えないで、まずみんな流出、放出、放流をしているというのか、その辺の残菜のものにもよると思うんだけども、もったいないという感覚で見れば、近くにいっぱいそうした欲しい人がいればあれしてもいいのかなという気がするんですが、その辺はどうなのかなということですよ。</p>
田村学校給食課長	<p>ただいまのご質問でございますが、給食センターのほうでも、そちらのほうの豚屋さんとかということを考えたりもしておるんですが、まだ検討中ということで、今後も詰まりとかも発生する、長年使っていることなので、そういうこともあり得るし、またいろいろちょっと周りの給食センターの状況とかを聞きまして、飼料にしているというような形のところもありますので、そういうところも参考にさせていただいて、うちのほうもこれからは協議していきたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
荒川委員	<p>ぜひそうしていただいて、そうすると結局、メンテナンスの問題だって油が少なくなってくれば、油が一番困りますし、地域住民に放出したら流末の人も困っちゃうから、その辺のところをひとつ前向きに検討しながら、いい方向にお願いしたいと思います。</p> <p>ありがとうございました。以上です。</p>

関口委員長	ほかにかがででしょうか。
鈴木副委員長	1点、幼稚園のことについてお伺いしたいんですが、ことし講師賃金620万円ということで、来年度は竹原幼稚園が休園という形になっていくと思うんですが、美野里地区の幼稚園のあり方をこれからどういうふうにやって考えていくのか。例えばサービスをよくしていく方向性もあれば、統合する方向性とか、いろんな方向性があると思うんですけれども、その方向性についての、方向性は示さなくてもいいと思うんですが、幼稚園のあり方について、いつごろまでにどういうことをやっていくとか、どういうプロセスを組んでいくかということが伺えれば思うんですけれども。
加瀬教育長	幼稚園の問題なんですけど、今、国でも非常にいろいろなものが出てきています。特に平成29年に、幼稚園教育要領に、さらに保育所保育指針、さらに幼稚園連携型認定こども園教育保育要領、3法が同時に出ました。子育て3法といいますけれども、そういうようなことで、これが文科省と厚労省とさらに内閣府と、そういうような3つにわたって、非常に何ていうんですか、指導体系が非常に複雑になってきていますので、教育委員会だけではちょっと対応し切れませんので、前にも答弁申し上げましたように、福祉部、さらに教育委員会、そういうようなところで協議をする場を設け、新しい組織をつくって総合的に解決していかないとちょっと無理だというような問題ですので、ちょっと組織改編というようなこともあるものですから、ちょっと時間をいただければありがたいと思っています。以上です。
関口委員長	よろしいですか。 たくさんのご意見、質疑をいただきましてありがとうございました。 ここで質疑を終了させていただきます。 討論に移りますけれども、討論はありますか。
各委員	〔「なし」と呼ぶ声あり〕
関口委員長	ないようですので、以上で討論を終結いたします。 これより採決に入ります。 議案第23号 平成29年度小美玉市一般会計補正予算（第4号）のうち教育委員会所管事項について採決いたします。 原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。
各委員	〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕
関口委員長	異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
<b>議案第45号 指定管理者の指定について</b>	
関口委員長	議案第45号 指定管理者の指定についてを議題といたします。 執行部の説明をお願いいたします。
金谷スポーツ振興課長	指定管理者の指定に係る議案につきまして、ご説明いたします。 議案第45号、指定管理者の指定についてでございますが、小美玉市小川海洋センターを管理する指定管理者について、別紙のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるところでございます。 提案理由といたしましては、繰り返しになりますが、地方自治法第244条の2第6項及び、小美玉市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定に基づき、小美玉市小川海洋センターを管理する指定管理者を指定するた

	<p>め、この案を提出するものでございます。</p> <p>1枚目をご覧ください。全協での説明と重複いたしますが、指定管理対象施設は、小美玉市小川海洋センター、指定予定期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間、募集方法は公募で、応募団体は、SIF 共同事業体（代表(株)ファンタジーアイランド）、(株)アビックの2団体でありました。申請団体のプレゼンテーション、ヒアリングを実施し、小美玉市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定による選定基準及び、小美玉市指定管理者の候補者選定指針に基づき、審査を行った結果、「施設の適正な維持管理、管理に係る経費削減の考え方、さらに、地域貢献に配慮した効果的な施設の管理運営」が評価され、「(株)アビック（代表取締役：秋山英樹）」を候補者として選定し、この度、指定管理者の指定に係る議案を提案させていただきましたので、よろしく願いいたします。</p>
関口委員長	<p>説明が終わりました。</p> <p>質疑はございますか。</p>
各委員	<p>〔「なし」と呼ぶ声あり〕</p>
関口委員長	<p>ないようですので、以上で質疑を終結いたします。</p> <p>次に、討論に入ります。</p> <p>討論はございますか。</p>
各委員	<p>〔「なし」と呼ぶ声あり〕</p>
関口委員長	<p>ないですね。</p> <p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第45号 指定管理者の指定について採決いたします。</p> <p>原案のとおり可決すべきものと決することに異議ございませんか。</p>
各委員	<p>〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕</p>
関口委員長	<p>異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。</p> <p>以上で、教育委員会関係議案の審査を終了します。ありがとうございました。</p> <p>ちょうど11時でございますので、ここで15分ほど休憩いたします。11時15分までということをお願いいたします。</p>
	<p style="text-align: center;"><b>休憩 午前11時00分</b> <b>再開 午前11時15分</b></p>
<p><b>議案第2号 小美玉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について</b></p>	
関口委員長	<p>休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。</p> <p>続いて、保健衛生部、福祉部関係議案について審査をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第2号 小美玉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について議題といたします。</p> <p>執行部より説明を求めます。簡潔をお願いします。</p>
磯介護福祉課長	<p>それでは、議案第2号でございます。</p> <p>小美玉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてでございますが、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして議会の議決を求めらるものでございます。</p>

提案理由でございますが、介護保険法等の改正によりまして、これまで都道府県で定めることとされておりました指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等について、市町村の条例で定めることとなったため、この案を提出するものでございます。

具体的には、このたび当条例が都道府県より市町村に委譲された経緯でございますが、平成 26 年の介護保険法の改正によりまして、保険者機能の強化という観点から、市町村による介護支援専門員、いわゆるケアマネージャーの支援を充実することを目的といたしまして、居宅介護支援事業者、この居宅介護支援事業者というのは、ケアマネージャーを配置して、要介護認定申請の代行やケアプランの作成を依頼するときの窓口の事業所になりますが、この居宅介護支援事業者の指定権限を都道府県から市町村に委譲し、平成 30 年 4 月 1 日より施行することとなったものです。

当条例は、第 1 章から第 4 章で構成されておりますが、主な条項についてご説明いたします。

1 ページをお開きいただきたいと思います。

まず、第 1 章の総則からでございますが、第 1 条として、趣旨ということで、条例で定めるべき居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める旨を規定してございます。

1 つ飛びまして、基本方針ということで第 3 条になりますが、第 3 条では、次の 2 ページになりますが、第 1 項から第 4 項において、居宅介護支援事業は、利用者が自立した日常生活ができるよう配置し行う旨や、適切な各種サービスが総合的、効率的に提供される旨などを規定してございます。

続いて、第 4 条につきましては、知事が指定する居宅介護支援事業者は法人でなければならない旨を規定してございます。

続いて、第 5 条においては、ここでは介護予防支援専門員（ケアマネージャー）の配置基準を規定してございます。

第 6 条でございます。第 6 条につきましては、3 ページまでにかかる条項となつてございますが、管理者といたしまして、第 1 項から第 3 項において、管理者として常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置して、管理に支障がない場合などを柔軟に対応できる旨を規定してございます。

続いて、第 7 条になりますが、これにつきましては、第 7 条の第 1 項から第 8 項までで規定をされてございます。5 ページまでにかかる条項となつてございますが、第 7 条では、内容及び手続の説明及び同意ということで、居宅介護支援の提供開始に際して、利用申込者等に対しての運営規定の概要や重要事項を記載して、書類により説明して同意を得る旨、また、居宅サービス計画が利用者の希望に沿って作成されることを説明して理解を得る旨などを規定してございます。

続きまして、第 9 条におきましては、利用申込者に対しまして適切な居宅介護支援を提供することが困難な場合の対応について規定をしてございます。

続いて、11 条でございます。5 ページから 6 ページにかけてでございますが、11 条につきましては、要支援認定の申請に係る援助ということで、第 1 項から第 3 項で規定されてございますが、主に、この中では、被保険者の要支援認定に係る申請に対する協力や速やかに申請が行われるよう援助をしなければならない旨を規定してございます。

続いて、2 つ抜かしまして、13 条でございますが、ここでは利用料の受領ということで、第 1 項から第 3 項において、支援を提供した際の利用者等サービス計画使途に不合理な差額が生じないようにする旨などを規定してございます。

続いて、7 ページをお開き願いたいと思います。

第 16 条でございます。第 16 条は、12 ページまでの長い条項となりますが、第 1 号から第 30 号において規定をされてございます。

この中で、主に介護支援専門員の居宅サービス計画の作業業務や利用者等へ

	<p>の理解しやすいサービス提供等の説明、さらには自立した日常生活支援のための課題整理などを、この第16条では規定をしてございます。</p> <p>続きまして、13ページをお開き願いたいと思います。</p> <p>第17条になりますが、第17条では、第1項から第2項において、市町村に対して行うべき法定代理受領サービス等の報告やサービス費の支給に係る事務に必要な情報提供について規定をしてございます。</p> <p>続いて、14ページのほうですが、21条に運営規定が規定されてございます。</p> <p>21条で、第1号の事業の目的及び運営の方針を初めといたしまして第6号までで、事業所が定める運営基準について定めてございます。</p> <p>続きまして、15ページでございます。</p> <p>第26条につきましては、秘密の保持ということで、介護支援専門員等の秘密保持や個人情報使用時の同意を得る旨を規定してございます。</p> <p>続いて、16ページになります。</p> <p>16ページでは、第28条でございますが、居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等を規定してございます。</p> <p>続いて、第29条でございます。16ページから17ページにかけてでございますが、第1項から第17号までで規定をしてございますが、利用者等からの苦情への迅速対応や苦情内容等の記録などを規定してございます。</p> <p>続いて、第30条でございます。第30条では、事故発生時の対応、措置及び事故状況等の記録または損害賠償について規定してございます。</p> <p>続いて、第32条でございますが、18ページにかけてでございますが、会計等に関する措置法の整備やサービス提供等に関する第2項の第1号から第5号までの記録及び保存年限を規定してございます。</p> <p>それから、第33条が準用規定、第34条が委任規定となっております。</p> <p>以上、ざっぱんな説明でございますが、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
関口委員長	<p>説明ありがとうございました。</p> <p>質疑に入ります。質疑ございますか。</p>
谷仲委員	<p>詳細な説明、ありがとうございました。</p> <p>私のほうからは、この議案第2号です。県の基準等、特に事業の人員、ケアマネージャーに関する基準等です。県の基準等から市条例で定めることによって、利用者の皆様のほうに何か特段変更点とか、そういうものがあるかないかというのを確認して、1点、それをお伺いいたします。</p>
磯介護福祉課長	<p>この第2号議案につきましては、あくまでも居宅支援事業者等の指定権限、それを都道府県から市町村に委譲されたというのが主な内容でございます。</p> <p>利用者に対しての特に変わったという点はございません。</p> <p>以上でございます。</p>
関口委員長	<p>谷仲委員、よろしいですか。</p>
谷仲委員	<p>はい、以上です。</p>
関口委員長	<p>ほかにかがですか。</p>
各委員	<p>〔「なし」と呼ぶ声あり〕</p>
関口委員長	<p>ないようですので、次に移ります。</p> <p>次に、討論に入りますけれども、討論はございますか。</p>
各委員	<p>〔「なし」と呼ぶ声あり〕</p>

関口委員長	<p>なしという声がありましたので、討論はなしといたします。</p> <p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第2号 小美玉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議ございませんか。</p>
各委員	〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕
関口委員長	<p>異議なしというような声がありました。</p> <p>本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。</p>
<b>議案第12号 小美玉市国民健康保険条例の一部を改正する条例について</b>	
関口委員長	<p>続きまして、議案第12号 小美玉市国民健康保険条例の一部を改正する条例について議題といたします。</p> <p>説明を求めます。</p>
服部医療保険課長	<p>それでは、議案第12号について説明いたします。</p> <p>小美玉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。</p> <p>提案理由ですが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものです。</p> <p>3枚目の新旧対照表をお開き下さい。</p> <p>平成30年度の国保制度改革に伴い、都道府県も国民健康保険の保険者となることから、第1章、第1条では、市が行う国民健康保険の次に「の事務」を加え、第2章、第2条では、国民健康保険運営協議会を「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めるものです。</p> <p>第13条の基金につきましては、目的の一つがこれまでは「国保の診療報酬の支払」となっておりましたが、制度改革により診療報酬の支払に必要な費用については、全額県から交付されることとなるため、市が被保険者や県に支払うこととなる「保険給付費又は国民健康保険事業費納付金」の支払に改めるものです。</p> <p>次のページをお願いします。</p> <p>先ほどの第2条の改正にあわせて、小美玉市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の別表の職名も「国民健康保険事業の運営に関する協議会委員」に改めるものです。</p> <p>説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。</p>
関口委員長	<p>説明が終わりました。</p> <p>質疑を賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>よろしいですか。</p>
各委員	〔「なし」と呼ぶ声あり〕
関口委員長	<p>質疑がございませんので、質疑を終わります。</p> <p>討論に入りますけれども、討論はどうでしょうか。</p>
各委員	〔「なし」と呼ぶ声あり〕



関口委員長	<p>ないというような声があるので、終了といたします。</p> <p>それでは、議案第12号 小美玉市国民健康保険条例の一部を改正する条例について採決をいたします。</p> <p>お諮りをいたします。</p> <p>原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	[「異議なし」と呼ぶ声あり]
関口委員長	<p>異議なしの声がございましたので、ご異議なしと認めました。</p> <p>本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。</p>
<b>議案第13号 小美玉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について</b>	
関口委員長	<p>続いて、議案第13号を上程します。小美玉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について議題といたします。</p> <p>執行部の説明を求めます。</p>
服部医療保険課長	<p>それでは、議案第13号について説明いたします。</p> <p>小美玉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。</p> <p>提案理由ですが、地方税法等の改正及び国保制度の都道府県化により、所要の改正を行うため、この案を提出するものです。</p> <p>3枚目の新旧対照表をお開き下さい。</p> <p>第2条は課税額の定義の改正で、これまで本文で規定していたものを、本文と第1号の基礎分、第2号の後期高齢者支援金分及び第3号の介護納付金分に分けて、各号で市が国保税の収納分として県へ納めることとなる国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てるためという規定に改正しております。</p> <p>新旧対照表の2ページの第2項から第4項は、それに伴う各号番の改正です。</p> <p>3ページの第7条は法律番号の削除で、第12条の納期につきましては、これまで、年度当初に保険給付費を支払うため、その財源を確保する必要があったことから、国保税の暫定賦課として第1期を5月、第2期を6月で行っていましたが、制度改正により診療報酬は県から国保連合会への直接払いとなり、国民健康保険事業費納付金の支払は8月からとなるため、7月を第1期とし翌年3月の第9期までに改正するものです。</p> <p>4ページの第21条と第22条の徴収の特例に関する規定は、暫定賦課の廃止により削除するものです。</p> <p>説明は以上です。ご審議よろしく願います。</p>
関口委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、説明が終わりましたので、質疑を賜りますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p>
各委員	[「なし」と呼ぶ声あり]
関口委員長	<p>質疑がございませんので、終結をいたします。</p> <p>討論に入りますけれども、討論はいかがですか。</p>
各委員	[「なし」と呼ぶ声あり]

関口委員長	<p>なしという声がありました。討論を終わりにします。</p> <p>それでは、議案第13号 小美玉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議ございませんか。</p>
各委員	〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕
関口委員長	なしということで、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
<b>議案第14号 小美玉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について</b>	
関口委員長	<p>続いて、議案第14号 小美玉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。</p> <p>執行部の説明を求めます。</p>
服部医療保険課長	<p>それでは議案第14号について説明いたします。</p> <p>小美玉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。</p> <p>提案理由ですが、高齢者の医療の確保に関する法律の改正により、住所地特例の見直しに係る事務取扱いが変更となることから、所要の改正を行うため、この案を提出するものです。</p> <p>3枚目の新旧対照表をお開き下さい。</p> <p>住所地特例につきましては、被保険者が住所地以外の市町村にある病院等に入院等をする中で、病院等の所在市町村に住所を変更した場合、住所を移す前の市町村が引き続き保険者となる特例措置です。</p> <p>これまで国保の被保険者で県を跨ぐ住所地特例の適用を受けていた方が、75歳になり後期高齢者医療の被保険者になった場合、国保の住所地特例を引き継ぐことはありませんでした。</p> <p>今回の法改正により、国保の住所地特例を受けていた方が、75歳になり後期高齢者医療の被保険者になった場合でも国保の住所地特例を引き継ぐこととなったため、第3条の各号において高齢者の医療の確保に関する法律の条項の改正を行うものです。</p> <p>附則の第2条については、今回の改正にあわせて不要な条文を削除するものです。</p> <p>説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。</p>
関口委員長	<p>説明が終わりました。</p> <p>質疑に移りますけれども、いかがでしょうか。</p>
	〔発言する者なし〕
関口委員長	<p>挙手がないようでございますので、質疑は終結いたします。</p> <p>討論に入りますけれども、討論はいかがでしょうか。</p>
各委員	〔「なし」と呼ぶ声あり〕
関口委員長	<p>なしという声がありました。</p> <p>それでは、議案第14号 小美玉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議ございませんか。</p>
各委員	〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

<p>関口委員長</p>	<p>異議なしと認めます。 本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。</p>
<p><b>議案第15号 小美玉市介護保険条例の一部を改正する条例について</b></p>	
<p>関口委員長</p>	<p>続きまして、議案第15号 小美玉市介護保険条例の一部を改正する条例について議題といたします。 執行部の説明をお願いいたします。</p>
<p>磯介護福祉課長</p>	<p>それでは、議案第15号でございます。小美玉市介護保険条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>提案理由でございますが、介護保険法の改正及び第7期小美玉市介護保険事業計画の策定に伴いまして、必要な改正を行うため、この案を提出するものでございます。</p> <p>今回の主な改正点につきましては、これまで市町村特別給付費として実施してまいりました特殊入浴介護に対する給付を、利用者の減少及び来年度からの第7期小美玉市介護保険事業計画の運用にあわせまして、紙おむつ等支給サービスへ変更すること、また、保険料算定に当たって、本人の責に帰さない理由による土地の売却収入等を所得と見なさない扱いとする所得の指標の見直し等でございます。</p> <p>それでは、改正内容等については新旧対照表によりご説明いたします。</p> <p>新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思いますと思いますが、まず、目次でございます。</p> <p>第5章といたしまして、介護保険運営協議会を第5章として、その中で第20条を新設するものでございます。</p> <p>それに伴いまして、第6章からになります。第5章の新設により第6章とするものであります。また、第20条を新設したことにより、以下を1条ずつ繰り下げるものでございます。</p> <p>その下の第4条でございます。市町村特別給付の部分でございますが、先ほどお話したとおり、第6期介護保険事業計画の中で、特殊入浴介護を特別給付事業としておりましたが、利用者の減によりまして、また、第6期の計画の終了にあわせまして、第7期計画におきましては、これにかわる新たな事業として、紙おむつ等のサービスを実施する旨を規定してございます。</p> <p>2ページをごらんいただきたいと思います。</p> <p>第5条でございます。市町村特別給付費の支給についてでございますが、ここにつきまして、まず、第1項につきましては、支給対象者の要件といたしまして、要介護4または要介護5に該当している第1号被保険者であって、市町村民税非課税世帯に属する者という旨を規定してございます。</p> <p>ここで、支給対象者を要介護4または要介護5とした理由でございますが、これまで任意事業で実施しておりましたが、平成27年の介護保険法の改正によりまして事業対象とはなりましたが、当面の経過措置として、平成26年度時点で、この任意事業の中で実施していた場合に限り、当分の間は継続実施で差し支えないということで国のほうに示されておりましたが、この当分の間という曖昧な期限だったため、より確実な予算確保の方法として、他市町村でも取り組んでいる市町村特別給付事業として実施することといたしまして、実施に当たり、急激な保険料の増加を抑えるため、より重度の利用者の負担軽減のために、介護度4・5の方を対象とした次第でございます。介護度1から3の方については、これまでの任意事業にて実施をしていく予定でございます。</p> <p>それから、第2号については、受給者がサービスを利用した際の費用については、市が受給者にかわり事業者へ支払う旨を規定してございます。</p>

	<p>3ページでございますが、第6条といたしまして、市町村特別給付費に係る支給限度額を規定してございます。</p> <p>続きまして、次のページ、4ページをごらんいただきたいと思います。</p> <p>第7条が特別給付に関する事項の規則への委任事項を規定してございます。</p> <p>それから、続きまして、第8条でございますが、第8条の第1項、これまでの平成27年度から平成29年度までを、平成30年度から平成32年度までに改めるものでございますが、この期間につきましては、第7期介護保険事業計画の期間に合わせたもの、合わせた期間となっております。</p> <p>5ページでございます。</p> <p>6号のイの部分でございますが、ここにつきましては、平成30年4月より土地の売却等には災害や土地収用等を含む本人の責に帰さない理由による場合もあることから、保険料算定に当たっては、土地の売却収入等を所得とみなさない扱いをする旨をここで規定をしてございます。</p> <p>続きまして、その下の第7号、第8号、それぞれイの部分でございますが、金額が190万円から200万円、そして8号のイにつきましては、290万円から300万円に変わってございますが、これらは国の基準に合わせてそれぞれ改正をするものでございます。</p> <p>続きまして、6ページをごらんいただきたいと思います。</p> <p>6ページの第5章、下のほうになります。下から3行目からになりますが、第5章の第20条でございます。ここにつきましては、介護福祉課の地域密着型サービス運営委員会及び地域包括支援センター運営協議会、この2つが介護福祉課の中にこういった協議会がございますが、これまで別々の設置要綱で運営をしてまいりましたが、どちらも同じ方々がメンバーというか、委員となっていることから、それらを合わせまして、このたび介護保険等運営協議会として第5章の第20条で当協議会の目的等を新設し、規定したものでございます。</p> <p>続きまして、7ページの左側の第6章の部分につきましては、第6章及び第21条から第25条については、第5章及び第20条に介護保険等運営協議会を定めたため、1つずつ繰り下げるものでございます。</p> <p>また、その中で、真ん中ほどの第23条でございます。この規定の中に、これまで第1号被保険者という文言が被保険者に変更になっておりますが、これにつきましては、市町村の質問検査権について第2号被保険者、これは40歳から64歳の方になりますが、その配偶者もしくは第2号被保険者の属する世帯の世帯主など、その対象となるよう範囲が拡大されたことにより、これまでの第1号を削除したものでございます。</p> <p>続きまして、8ページになります。最後のページになりますが、中ほどでございます。</p> <p>小美玉市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。先ほど第5章の第20条のところでご説明いたしましたが、地域密着型サービス運営委員会委員及び地域包括支援センター運営協議会委員を介護保険等運営協議会委員と改めたことによりまして、この報酬条例を改正するものでございます。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
関口委員長	説明は終わりました。 質疑に移ります。質疑はございますか。
各委員	〔「なし」と呼ぶ声あり〕
関口委員長	ないようですので、質疑は打ち切ります。 討論に移りますけれども、いかがでしょうか。
各委員	〔「なし」と呼ぶ声あり〕

<p>関口委員長</p>	<p>ありませんね。討論はないものいたします。  それでは、議案第15号 小美玉市介護保険条例の一部を改正する条例について採決をいたします。  本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕</p>
<p>関口委員長</p>	<p>異議なしということで、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。</p>
<p><b>議案第16号 小美玉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について</b></p>	
<p>関口委員長</p>	<p>続きまして、議案第16号 小美玉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について議題といたします。  執行部の説明をお願いいたします。</p>
<p>議介護福祉課長</p>	<p>それでは、続きまして、議案16号でございます。小美玉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。</p> <p>地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>提案理由でございますが、介護保険法及び関係政省令の一部改正に伴いまして、必要な改正を行うため、この案を提出するものでございます。</p> <p>そこで、主な改正点につきましては、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくする共生型サービスの位置づけや、地域における自立した生活支援のための連携に伴う医療との連携について、基本方針及び運営に関する基準などを変更するものでございます。</p> <p>改正内容については、新旧対照表によりご説明いたします。</p> <p>恐れ入りますが、新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。</p> <p>まず最初に、第4条でございます。第4条第4項でございますが、第4項の上から5行目の後半からになります。この改正点につきましては、介護予防支援事業者、要は要支援1、2の方に対するケアプラン作成やサービス調整を行う事業者のことを言っておりますが、介護予防支援事業者はさらに特定相談支援事業者と連携する旨を規定してございます。</p> <p>ここで特定相談支援事業者と申しますのは、障害サービス等を利用する際に必要なサービス利用計画を作成することを業務といたします介護保険のほうでいうケアマネ的な職種の方を特定相談支援事業者と呼んでおります。</p> <p>続きまして、2ページのほうをお開き願いたいと思います。</p> <p>第7条の第2項でございます。2項の上から3行目からになります。介護予防支援事業者は、利用者が介護予防支援事業者に対して複数の事業者の紹介を求めることができる旨を明確化をしてございます。</p> <p>その下、第3項につきましては、介護予防支援事業者は利用者の自立した生活支援のための医療との連携強化のために、介護提供開始に際しまして、利用者等に対して入院の必要が生じた場合には、病院等に担当職員の氏名等を伝える旨を、ここでは新たに規定してございます。</p> <p>続きまして、その下になります。第3項のただいまの新設によりまして、これまでの第3項から第7項が順次第4項から第8項に繰り下げるものとなります。それに伴いまして、第6項、第7項中の項につきましても、変更となる</p>

	<p>ものでございます。</p> <p>3 ページをごらんいただきたいと思います。</p> <p>第33条でございます。上から 2 行目になります。第33条の第 1 項の第 9 号でございますが、介護予防サービス計画の作成に際しまして、利用者及びその家族の参加を基本とする旨をここで明確化をしております。</p> <p>下のほうになりますが、第14号の 2 につきましては、医療との連携強化を念頭に利用者の同意を得た上で、利用者の服薬状況や心身の状況など、必要な情報を主治医等に提供する旨を新たに追加規定をしております。</p> <p>4 ページ、最後のページになりますが、第21号でございますが、上から 3 行目になります。次号の21号の 2 の新設とあわせまして、第22号で規定されている主治の医師等の指示をここで明確したものがございます。そして、第21号の 2 でございますが、利用者が介護予防、訪問看護等の医療サービスの利用を希望している場合には、介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない旨を新たに規定をしております。</p> <p>以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
関口委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、質疑に移ります。質疑はございますか。</p>
各委員	〔「なし」と呼ぶ声あり〕
関口委員長	<p>ないというふうにとります。</p> <p>討論はございますか。</p>
各委員	〔「なし」と呼ぶ声あり〕
関口委員長	<p>なしということで終結いたします。</p> <p>議案第16号 小美玉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕
関口委員長	<p>異議なしと認めまして、原案のとおり可決すべきものと決しました。</p>
<p><b>議案第 17 号 小美玉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について</b></p>	
関口委員長	<p>続いて、議案第17号 小美玉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について議題にいたします。</p> <p>執行部の説明を求めます。</p>
磯介護福祉課長	<p>議案第17号でございます。小美玉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。</p> <p>地方自治法第96条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>提案理由でございますが、介護保険法及び関係政省令の一部改正に伴い、必要な改正を行うため、この案を提出するものでございます。</p> <p>この第17号の条例の一部改正の主な改正点につきましては、先ほどの議案第16号でもちょっと触れさせていただきましたが、高齢者と障害児者が同一の事</p>

業所でサービスを受けやすくするための共生型、地域密着型サービス基準の追加及び長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として新たに創設されます介護医療院に伴う追加などとあわせ、看護小規模多機能型居宅介護のサテライト型の基準について改正するものでございます。

ただいま新しい施設として看護医療院ということでご説明をしましたが、この看護医療院につきましては、今後増加が見込まれる慢性期の医療、介護ニーズへの対応のために、日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れやみとり、ターミナル等の機能として生活施設としての機能を兼ね備えた介護施設でございます。

また、サテライト型につきましては、本体事業所から車でおおむね20分以内の距離にありまして、利用定員が18人以下の事業所をサテライト型ということで介護保険のほうの中で呼んでおります。

それでは、新旧対照表により新設箇所や大きな改正部分についてご説明を申し上げます。

恐れ入ります。新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思っております。

まず、改正案のほうを主にこちらで新旧対照表のほうをご説明したいと思っておりますが、目次につきましては、第4節の次に第5節といたしまして、共生型、地域密着型サービスに関する基準として、第59条の21、59条の22を追加したために、第5節を第6節に、そして第59条の22から第62条の38までを2条ずつ繰り下げるものでございます。

その下の第1条でございます。第1条の第1項から2行目になりますが、ここでは介護保険法の改正によりまして、共生型、地域密着型サービスの事業基準を追加してございます。

2ページをお開きいただきたいと思っております。

第2条の第1項の第6号でございます。中ほどよりちょっと上になりますが、新設でございますが、ここにつきましては第2条、この第2条の第1項の定義に第6号として共生型、地域密着型サービスを追加するものといたしまして、またこの第6号の新設によりまして、今までの第6号が第7号に繰り下がるものでございます。

その下でございます。第5条でございますが、第5条の第1項でございます。第5条第1項の第1号でございますが、上から3行目になりますが、ここでは政令で定めるものとして、具体的に介護職員初任者研修課程を修了した者を追記してございます。

続きまして、第6条でございます。この中で、第6条第2項でございますが、下のほうになりますが、サービスの担い手確保の観点から、サービス提供責任者の経験年数をこれまでの3年から1年に縮めるということで改正をしてございます。

その下の第5項でございますが、ここでは今まではオペレーターの時間が午後6時から午前8時までの間ということで入っておりましたが、オペレーターの選任要件緩和に伴い、時間を削除するものでございます。

続きまして、次のページをお開き願いたいと思っております。

ただいまのオペレーターの選任要件緩和に伴う削除といたしまして、次の第7項、第8項につきましても、同じように削除をしてございます。

続きまして、ちょっと飛びますが、6ページをお開きいただきたいと思っております。

6ページの第32条の第3項につきましても、先ほどの第6条同様、オペレーターの選任要件を緩和したことにより、時間を削除してございます。

続いて、39条からになりますが、39条、次の7ページまでにかかりますが、第1項でございますが、これまでの3月を6月に改定するものでございますが、会議効率化の観点などから、年4回から2回に改めるものでございます。

続きまして、第46条でございますが、ここにつきましては、次のページ、8ページのほうでちょっと見ていただきたいと思いますんですが、これにつきましては、第46条の第1項として、政令で定めるものとして具体的に介護職員の初任者研修課程を修了した者を追加してございます。

続いて、飛びますが、9ページの中ほどになります。

第59条の21ということで、ここは新設になりますが、いろいろ長い文言で書いてございますが、要は各種の事業者が共生型、地域密着型通所介護を実施するに当たり、満たすべき従業員の人数を新たに追加してございます。

次の11ページでございますが、11ページの中ほどは59条の22ということで、準用規定をここでつくっております。

続きまして、次の12、13ページをお開きいただきたいと思います。

59条の27でございます。利用定員のところでございますが、ここでこれまでの9人を18人と改正をしてございますが、これにつきましては、障害福祉サービス等である重症心身の障害児者をあわせて会話する児童発達支援を実施しておりまして、さらに地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進する観点から、定員を先ほど言いました9人から18名に引き上げるために改正をしてございます。

続きまして、15ページをお開きいただきたいと思います。

15ページにつきましては、61条で先ほど冒頭ご説明いたしました介護医療院を追加規定をしてございます。

それから、次のページでございます。

65条でございます。65条の第1項でございますが、ページでいうと下のほうになります。ここでは地域密着型介護老人福祉施設で実施いたします共用型の指定認定認知症対応型の通所介護の場合の現行では、一度に利用できる定員が1施設当たり3人以下となっているものを事業の普及促進を図る観点から、1ユニット当たり12人以下とするものということで規定をしてございます。

続きまして、ちょっと飛びますが、20ページをお開きいただきたいと思います。

20ページでございますが、20ページの下のほうになります。第83条の第3項からになります。21ページにかけてでございますが、介護医療院を新たに追加してございます。

次のページ、22ページも新たに介護医療院のほう、111条の第2項と112条で介護医療院を追加してございます。

その下の第117条でございます。第7項でございますが、新設の情報となっております。ここでは、認知症対応型の共同生活介護、これは俗に言うグループホームという施設になりますが、このグループホームにおいて身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、適正化のための指針の整備や対策を検討する委員会の定期開催などを義務づけるために新設をしてございます。

次のページでございます。

24ページでございますが、24ページの第7項の真ん中ほどになります。第1号、ここにつきましては、サテライト事業所に置かないことができる機能訓練員として、指導員として、第1号では言語聴覚指導士を追加いたしまして、第3号として介護支援専門員を新設するものでございます。

この後、27ページの第151条第8項中の第2号の改正及び第4号の新設についても、ここと同様でございます。

それから、その下の138条の第6項でございます。こちらは地域密着型特定施設入所者生活介護において、やはり身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点等から、これらの条項を規定を新たに新設するものでございます。

27ページをお開きいただきたいと思います。恐れ入ります。

ここは151条の第8項中の第2号と第4号になりますが、これらは新設、第4号については新設となっております。

その下の27ページになりますが、第157条の第6項につきましては、新設と



	<p>いたしまして、やはり身体的拘束のさらなる適正化を図る観点から、ここで先ほどの117条の第1項や、前ページの138条の第6項同様に新設するものでございます。</p> <p>続きまして、28ページでございます。</p> <p>165条の2でございますが、新しく規制するものでございますが、運営に関する基準の一つといたしまして、緊急時の対応を新たに追加するとともに、この条項に関する、準用にこの条項に関連することといたしまして、その下の168条第1項第6号を追加するものでございます。</p> <p>そして、次、その下の第182条でございますが、第8項新設ということで、ユニット型、地域密着型介護老人福祉施設における、やはり同じように身体的拘束のさらなる適正化を図る観点などを新設してございます。</p> <p>続きまして、ちょっと飛びますが、191条です。30ページにかけてでございます。主に改正内容は30ページのところにありますが、この第191条では、従業員の人数等の規定概要となっておりますが、第1項から第14項までで規定されておりまして、そのうち今回の改正で第8項から第10項、第13項を新たに追加しているものというものでございますが、第191条はサービス供給量をふやす観点及び効率化を図る観点から、サービス提供体制を維持できるように廃止しつつ、サテライト型の看護小規模多機能型居宅介護支援事業所の基準の創設に伴い、規定の改正、新設となっているものでございます。</p> <p>続きまして、32ページ、33ページでございます。</p> <p>これらの新設につきましても、サテライト型の指定看護小規模多機能居宅介護事業所の創設に伴い、新たに指定をされるものでございます。</p> <p>続きまして、34ページ、35ページです。</p> <p>192条の2項でございます。一番上になりますが、新設といたしまして、管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者が兼用できる旨を規定してございます。</p> <p>その下は、先ほど言いました介護医療院をそれぞれ追加規定をしてございます。</p> <p>そして、36ページになりますが、ここにつきましては、195条の第2項の第2号のオといたしまして、新設がございまして、看護小規模多機能居宅介護事業所を有床診療所が実施する際の宿泊基準等の緩和規定について新設追加をしてございます。</p> <p>以上、ちょっとわかりづらい説明で大変申しわけありませんでした。</p> <p>以上で説明を終わります。ご協議のほどよろしくお願いいたします。</p>
関口委員長	40ページにわたり新旧対照表のご説明がありました。 質疑に移りますけれども、質疑はございませんか。
各委員	〔「なし」と呼ぶ声あり〕
関口委員長	ないものと認めます。 討論に入ります。討論はございますか。
各委員	〔「なし」と呼ぶ声あり〕
関口委員長	<p>ないというふうな声がございましたので、終結いたします。</p> <p>それでは、議案第17号 小美玉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議ございませんか。</p>
各委員	〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

<p>関口委員長</p>	<p>異議なしと認めます。原案のとおり可決すべきものと決しました。 いや、12時過ぎまして申しわけございません。 したがって、休憩といたします。それでは、予定どおり1時30分まで休憩いたしますので、よろしく願いいたします。 以上で午前の部を終わります。</p>
	<p style="text-align: center;">休憩 午後 12時13分 再開 午後 1時27分</p>
<p><b>議案第18号</b></p>	<p><b>小美玉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について</b></p>
<p>関口委員長</p>	<p>時間前でございますけれども、おそろいでございますので、休憩前に引き続きご審議をいただきたいと思っております。 それでは、議案第18号 小美玉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について議題といたします。 委員さん内容を見ているようですから、簡潔にひとつご説明をお願いしたいと思います。 それでは、説明を求めます。</p>
<p>儀介護福祉課長</p>	<p>それでは、議案第18号でございます。小美玉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。 提案につきましては、介護保険法及び関係政省令の一部改正に伴い、必要な改正を行うためこの案を提出するものでございます。 この第18号の主な改正点につきましては、今後増加が見込まれます慢性期の医療、介護ニーズへの対応のために日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れや看取り、ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護施設であります、先ほどちょっとご説明いたしました、介護医療院の創設に伴う改正でございます。改正内容につきましては新旧対照表によりご説明いたします。 恐れ入ります、新旧対照表のほうお聞き願いたいと思っております。 それでは、新旧対照表のほうの改正案のほうで説明をさせていただきますが、第5条第1項中の上から4行目、後半部分になりますが、ただいまご説明いたしました新たな介護施設であります介護医療院を加えるものでございます。この介護医療院という文言は、この第5条を初めといたしまして、この後の3ページになりますが、44条の第6項中の表と45条中、45条の第3項、4ページ目です、第46条第1項、第60条第3項、そして5ページの第72条第2項、6ページの第83条第3項、以上の条項にも追加されておりますのでよろしくお願いいたします。 それでは、新旧対照表の2ページをごらんいただきたいと思っております。 第9条の第1項でございますが、ここでは1ページから2ページになりますが、2ページの上から5行目からになりますが、この改正につきましては、先ほどご審議いただきました議案第17号の小美玉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の第65条第1項に準じて改正するものでございます。</p>

	<p>続きます、5ページをごらんいただきたいと思います。</p> <p>第78条第3項でございますが、第78条の第1項及び第2項で利用者または他の利用者等の生命等を保護するため、緊急にやむを得ない場合を除き身体的拘束等を行ってはならない旨や、拘束等を行った場合には緊急やむを得ない理由等を記録しなければならない旨が規定されていますが、第3項といたしまして、身体的拘束等の適正化を図る上での措置を新たに規定したものでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。</p>
関口委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで質疑をいただきたいと思います。質疑のある方。</p>
荒川委員	<p>議案第2号からずっとやってきて、全然質問ないよりはあれなので、ちょっと簡単をお願いしたい。市の指定するこういう施設というのはどのくらいあるの。</p>
磯介護福祉課長	<p>市の指定する施設なんです、いろいろな種類に分かれています。例えば在宅サービスの中で居宅介護支援などを行う、デイサービスとかホームヘルプサービスなどを行う事業所については15ほどございます、市内に。それから、例えば特別養護老人ホームなどは7施設、それからグループホームを運営しているところが7施設、そして介護老人保健施設、これが市内には4カ所ございます。そのほかに通所リハビリをやっている事業所が3施設とか、あとは認知症の対応型の通所介護が1施設とか、ちょっと細かく言うともっと数が多いんですが、代表的なところはそういった施設がございます。</p> <p>以上でございます。</p>
関口委員長	<p>よろしいですか。</p>
荒川委員	<p>ありがとうございました。全ての施設に対して、通所なり、また入所している方々から直接市のほうにこういうふうな話とか、あれなんかは出てこない。よくテレビなんかで虐待されたなんていうのあるから。</p>
磯介護福祉課長	<p>テレビ、新聞等で報道されています虐待関係のような事案でございますが、利用者の家族の方から、その虐待にかかわる問題ではないんですが、その施設の職員の対応についてのそういった不満とか苦情等とかは多少ありますが、それにつきましてはこちらで、追跡調査ではありませんが、年に1回ずつ事業所のほう、立ち入り調査のほうを行っていますので、その中で、それはいきなり表面に出すというよりは、いろいろ施設の運営状況を確認しながら、そういったことがないようにということで、その施設がどうのこうののではなくて注意喚起はしてございます。</p> <p>以上でございます。</p>
荒川委員	<p>ありがとうございました。よりよい介護を受けられるような施設になるということで大変いいと思いますが、よろしくお願いたします。</p>
関口委員長	<p>ほかにもございますか。</p>
	<p>〔「なし」と呼ぶ声あり〕</p>
関口委員長	<p>ないようでございますので、質疑を終わりにします。</p> <p>討論はございますか。</p>

	〔「なし」と呼ぶ声あり〕
関口委員長	<p>ないようですので、討論を終結いたします。  それでは採決に入ります。</p> <p>議案第18号 小美玉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について採決をいたしたいと思います。</p> <p>本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕
関口委員長	<p>異議なしと認めます。  本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。</p>
<b>議案第19号 小美玉市特殊入浴事業実施条例を廃止する条例について</b>	
関口委員長	<p>続いて、議案第19号 小美玉市特殊入浴事業実施条例を廃止する条例について議題といたします。  執行部の説明を求めます。</p>
戸塚社会福祉課長	<p>続きまして、議案第19号 小美玉市特殊入浴事業実施条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。</p> <p>小美玉市特殊入浴事業実施条例を廃止する条例の制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>提案理由といたしましては、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく訪問入浴介護及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく地域生活支援事業の訪問入浴サービスに利用者の全てが移行したことによりまして、本条例を廃止するためこの案を提出するものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくお願いたします。</p>
関口委員長	<p>ありがとうございました。  それでは、説明が終わりましたので質疑をお伺いいたします。いかがでしょうか。</p>
各委員	〔「なし」と呼ぶ声あり〕
関口委員長	<p>ないようですので、討論に移ります。  討論はございますか。</p>
各委員	〔「なし」と呼ぶ声あり〕
関口委員長	<p>討論はなしと認めます。  それでは採決に入ります。</p> <p>議案第19号 小美玉市特殊入浴事業実施条例を廃止する条例について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕
関口委員長	<p>異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。</p>

議案第23号 平成29年度小美玉市一般会計補正予算（第4号）保健衛生部・福祉部所管事項	
関口委員長	<p>続いて、議案第23号 平成29年度小美玉市一般会計補正予算（第4号）ですが、そのうち保健衛生部・福祉部所管事項についてご説明をいただきます。</p>
戸塚社会福祉課長	<p>議案第23号 平成29年度 小美玉市一般会計補正予算 文教福祉常任委員会所管分につきましてご説明いたします。</p> <p>はじめに、歳入につきましてご説明します。</p> <p>11ページをお開き願います。中段の枠になりますが、15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金につきまして、総額786万6,000円の補正減をお願いするものでございます。</p> <p>1節の障害者福祉費負担金としまして、184万4,000円の補正増をお願いするものでございます。</p> <p>内訳ですが、特別障害者手当等負担金、国補助率は3/4でございまして、179万6,000円の補正減となるものでございまして、理由としましては、本年度の特別障害者手当等支給事業の支給額が2月をもちまして確定しましたことから、歳出と併せまして差額分を更正減するものでございます。</p> <p>次に、障害児入所給付費等負担金、国補助率は1/2でございまして、364万円の補正増をお願いするものでございます。理由としましては、障害者自立支援事業の障害児施設給付費の歳出見込み額の増に伴いまして、国庫負担金の増額補正をお願いするものでございます。</p>
藤田子ども福祉課長	<p>続きまして、2節児童福祉費負担金で、総額1,108万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。</p> <p>内訳でございまして、決算見込額の確定に伴いまして、児童扶養手当負担金313万5,000円、児童手当負担金1,028万6,000円の減、児童福祉施設入所措置費国庫、子どものための教育・保育給付費負担金につきましては、給付単価改正及び認定こども園利用児童数の増加に伴い198万1,000円の増でございまして。</p>
服部医療保険課長	<p>続きまして、4節国民健康保険事業費負担金、保険基盤安定負担金133万4,000円の補正増です。こちらは、国保加入者で低所得者に対する保険税軽減分の補填として国庫の負担金の増額によるものです。</p>
磯介護福祉課長	<p>続きまして、その下の6節でございまして、高齢者福祉費負担金でございまして、低所得者保険料軽減負担金といたしまして3万8,000円の補正増をお願いするものでございます。</p> <p>これは、介護保険等の改正によりまして平成27年4月から公費を投入して低所得者の第1号保険料の軽減強化を行うに当たっての2分の1の国庫負担金分でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
藤田子ども福祉課長	<p>次に、下の段、5款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金で、決算見込額の確定に伴い総額527万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。</p> <p>内訳でございまして、高等職業訓練促進事業費補助金388万9,000円、子ども・子育て支援交付金138万3,000円の減でございまして。</p>
伊藤健康増進課長	<p>続きまして、そのすぐ下で3目衛生費国庫補助金、1節衛生費補助金、感染症予防事業等補助金1万7,000円の補正減をお願いするものです。健診事業等の補助金でありまして、補助金通知により減額するものです。よろしくお願いたします。</p>

戸塚社会福祉課長	<p>続きまして、12ページをお開き願います。</p> <p>上から2段目の枠になりますが、16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金につきまして、総額667万4,000円の補正増をお願いするものでございます。1節障害者福祉費負担金としまして304万1,000円の補正増をお願いするものでございます。</p> <p>内訳ですが、障害者自立支援給付費負担金、県負担率4分の1でございます。こちらで122万1,000円の補正増をお願いするものでございます。理由としましては、障害者自立支援事業の自立支援給付費の歳出見込み額の増に伴いまして、県負担金の増額補正をお願いするものでございます。</p> <p>次の障害児通所給付費等負担金、こちら県負担率4分の1でございますが、182万円の補正増をお願いするものでございまして、理由ですが、障害者自立支援事業の障害児施設給付費の歳出見込み額の増に伴いまして、県負担金の増額補正をお願いするものでございます。</p>
藤田子ども福祉課長	<p>続きまして、2節児童福祉費負担金で、総額153万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。</p> <p>内訳でございますが、児童手当負担金につきましては、決算見込額の確定に伴い、270万3,000円の減、児童福祉施設入所措置費県負担金につきましては、本年2月から入所者が増えたことから17万9,000円の増、また、子どものための教育・保育給付費負担金につきましては、給付単価改正及び認定こども園利用児童数の増加に伴い99万円の増でございます。</p>
服部医療保険課長	<p>次の4節国民健康保険事業費負担金、保険基盤安定負担金514万8,000円の補正増です。先ほどの国庫負担金同様に国保加入者で低所得者に対する保険税軽減分の補填として県の負担金の増額によるものです。こちらは一般会計で受け入れて、市の負担分とともに国保会計へ保険基盤安定繰出金として支出するものです。</p>
磯介護福祉課長	<p>その下になります。</p> <p>7節の高齢者福祉費負担金でございますが、やはり低所得者保険料軽減負担金といたしまして1万9,000円の補正増をお願いするものでございます。県の負担割合は4分の1でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
戸塚社会福祉課長	<p>続きまして、16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金につきましては、総額1,664万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。</p> <p>1節 社会福祉費補助金としましては、災害救助費繰替支弁費交付金、県補助率10/10でございますが、101万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。</p> <p>こちらは、福島原発事故に伴う帰宅困難区域からの避難者のための、応急仮設住宅入居または、民間借上げ費用として1世帯12ヶ月分の予算措置を行っているものでございますが、本年度の小美玉市への避難転居者がいなかったことから、歳出と併せまして減額補正するものでございます。</p>
服部医療保険課長	<p>同じく 2目民生費県補助金、4節医療福祉費補助金1,690万3,000円の補正減です。こちらは、マル福対象経費に係る県補助金の減額によるものです。</p>
藤田子ども福祉課長	<p>続きまして、5節児童福祉費補助金で、総額127万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。</p> <p>内訳でございますが、子どものための教育・保育給付費補助金につきましては、補助単価の改正及び認定こども園利用児童数の増加に伴い6,000円の増、子ども・子育て支援交付金につきましては、決算見込額の確定に伴い138万3,000</p>

	<p>円の減、多子世帯保育料軽減事業費補助金につきましては、対象児童が第3子以降から第2子以降へと対象の拡大に伴いまして264万8,000円の増となります。</p>
伊藤健康増進課長	<p>続きまして、16款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金、健康増進事業等補助金59万5,000円の補正減をお願いするものです。補助金通知により、お願いするものです。</p> <p>14ページをお願いします。</p> <p>21款諸収入、5項雑入、3目納付金、1節納付金、健康診査納付金56万2,000円の減額をお願いするものです。健診納付金の実績見込みによるものでございます。</p>
戸塚社会福祉課長	<p>続きまして、14ページをお開き願います。ページ中ほどになりますが、21款諸収入、5項雑入、5目雑入、3節雑入で572万円の減額補正のうち、説明欄、上から6つ目、児童扶養手当返納金としまして、12万円の補正増をお願いするものでございます。</p> <p>同じく、説明欄一番下になりますが、市社会福祉協議会補助金返還金としまして、396万9,000円の補正増をお願いするものでございます。</p> <p>次に、6目過年度収入でございますが、1節過年度収入としまして、総額1,354万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。</p> <p>内訳でございますが、自立支援医療給付国庫負担金847万7,000円、自立支援医療給付権負担金、423万8,000千円、児童手当国庫負担金108万8,000円の補正増をお願いするものでございます。</p> <p>歳入につきましては、以上でございます。</p>
藤田子ども福祉課長	<p>続きまして、歳出についてご説明いたします。</p> <p>19ページをご覧ください。</p> <p>2款総務費、1項総務管理費、上から3段目になりますが、14目諸費、事業3結婚推進事業で、決算見込額の確定に伴い結婚相談員報酬11万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。</p>
戸塚社会福祉課長	<p>25ページをお開き願います。一番下の枠になりますが、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費におきまして総額240万8,000円の補正減をお願いするものでございます。</p> <p>説明の1職員給与費につきましては説明を省略させていただきます。</p> <p>26ページをお開き願います。</p> <p>説明の3社会福祉事務費につきまして、23節償還金利子及び割引料として、100万円の補正増をお願いするものでございます。</p> <p>こちらは、生活困窮者自立相談支援事業費の実績に伴います、平成28年度の受入れ済国庫負担金の清算返納金でございます。</p>
服部医療保険課長	<p>続きまして説明欄6の国民健康保険特別会計繰出金472万8,000円の補正減です。</p> <p>内訳は、国民健康保険特別会計繰出金964万4,000円の補正減、保険基盤安定繰出金864万4,000円の補正増、白河診療所繰出金372万8,000円の補正減です。</p>
儀介護福祉課長	<p>その下からになります。2目高齢者福祉費でございますが、総額で615万7,000円の補正減をお願いするものでございます。補正の内容でございますが、まず事業4の敬老会事業につきましては、敬老会記念碑、これヨーグルトの詰め合わせになりますが、事業対象者が当初見込み人数を上回ったため、その不足額といたしまして12万4,000円の増額、また、敬老会の実施地区への敬老会実施団体助成金につきましては、助成金額が確定したことによりまして55万2,000円の減額、以上合わせまして42万8,000円の補正減をお願いするものでございます。</p>

	<p>続いて、27ページになりますが、事業6の元気わくわく支援事業につきましては、ひとり暮らし老人愛の定期便事業の利用者増に伴いまして38万6,000円の補正増をお願いするものでございます。</p> <p>続きまして、その下の事業8でございますが、生活支援事業につきましては役務費の通信運搬費が緊急通報装置の仮設完了によりまして20万7,000円の減額、また、軽度生活援助事業委託料がやはり事業完了見込みによりまして72万2,000円の減額、備品購入費の機械購入費といたしまして緊急通報装置の設置完了によりまして91万9,000円の減額、負担金、補助及び交付金のさわやか理美容サービス業務助成金についても事業完了によりまして10万6,000円の減額で、以上合わせまして195万3,000円の補正減をお願いするものでございます。</p> <p>その下の事業12の介護保険特別会計繰出金につきましては440万2,000円の補正減をお願いするものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
戸塚社会福祉課長	<p>続きまして、3目障害者福祉費につきましては総額502万3,000円の補正増をお願いするものでございます。</p> <p>説明の1障害者福祉事務費につきましては、13節委託料の144万8,000円の減額補正を行うものです。こちらは、本年度策定しております、小美玉市障がい者計画の策定委託料の契約差額につきまして、当該予算を減額するものでございます。</p> <p>説明の2障害者自立支援事業（補助）につきましては、1,216万5,000円の補正増をお願いするものでございます。</p> <p>内訳ですが、いずれも20節の扶助費で、自立支援給付費として488万5,000円の増額補正をお願いするものでございまして、理由としまして、障害福祉サービス費におきまして不足が見込まれる為でございます。</p> <p>また、障害児施設給付費につきましても、728万円の増額補正をお願いするものでございまして、同じく、障害児通所給付費におきまして不足が見込まれる為でございます。</p> <p>説明の3障害者福祉事業（単独）につきましては、20節扶助費としまして330万円の減額補正をお願いするものでございます。</p> <p>こちらは、平成29年度の特定疾病療養者見舞金の支給額の確定に伴いまして、予算の減額補正をお願いするものでございます。</p> <p>説明の5特別障害者手当支給事業におきまして、20節扶助費としまして、239万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。</p> <p>こちらは、年4回支給の特別障害者手当等の、今年度の支給が最終2月をもちまして、金額が確定しましたことから、当該予算の減額補正をお願いするものでございます。</p>
服部医療保険課長	<p>28ページの、5目老人医療給付費415万7,000円の補正減です。</p> <p>説明欄2の後期高齢者医療制度経費は、後期高齢者医療保険特別会計への繰出金として、事務経費等の支出減額に伴うものです。</p> <p>次の、6目医療福祉費698万8,000円の補正減です。</p> <p>説明欄1の医療福祉事務費については、主に国保連合会への審査支払手数料の減額、2の医療福祉扶助事業は、特例小児の医療費助成の実績見込みによる減額です。</p>
藤田子ども福祉課長	<p>次に、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございますが、総額491万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。</p> <p>次に、事業2児童福祉事務費につきましては、決算見込額の確定に伴い550万1,000円の減額補正をお願いするものですが、主に20節扶助費の高等職業訓練促進費等扶助費におきまして、申請件数が少なかったことに伴いまして518万6,000円の補正減によるものでございます。</p>



	<p>次に、事業4家庭児童相談事業につきましては、決算見込額の確定に伴い84万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。</p> <p>次に、事業6子育て応援事業につきましても、決算見込額の確定に伴い8節報償費の出産祝金で150万円、14節使用料及び賃借料の出産子育て情報アプリ使用料で71万4,000円の総額221万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。</p> <p>次に、事業7多子世帯保育料軽減事業につきましては、対象となる所得制限内の第3子以降で3歳未満児のいる多子世帯に対し実施している保育料の無償化に加え、第2子で3歳未満児のいる世帯の保育料を半額とする制度改正により対象が拡大したことから、529万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。</p> <p>次のページになりますが、2目児童措置費でございますが、決算見込額の確定に伴い総額2,140万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。</p> <p>内訳でございますが、事業1児童手当経費が1,200万円 事業2児童扶養手当経費が940万3,000円の減となります。</p> <p>次に、3目児童福祉施設費でございますが、総額562万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。</p> <p>内訳でございますが、事業2民間保育所等補助事業におきましては、見込額の確定に伴いまして、延長保育事業補助金157万円、一時預かり事業補助金789万9,000円の減、また、前年度国庫分の交付決定に伴います、子ども・子育て支援交付金の精算による返還金としまして、国庫補助等返納金が824万8,000円の増となります。</p> <p>また、事業3施設型給付費におきまして、施設型給付費の単価改正及び利用児童数の増加に伴いまして、認定こども園施設型給付金負担金684万4,000円の増となります。</p>
戸塚社会福祉課長	<p>続きまして、30ページ下の枠になります。</p> <p>3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費でございますが、総額1,879万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。</p> <p>説明の1職員給与費につきましては説明を省略させていただきます。</p> <p>31ページへ移りまして、説明の2生活保護事務費の23節償還金利子及び割引料といたしまして、国庫補助等返納金1,810万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。</p> <p>こちらは、平成28年度の生活保護国庫負担金の清算に伴います、受入れ超過分の返還金でございます。</p>
伊藤健康増進課長	<p>続きまして、健康増進課所管の歳出について説明させていただきます。31ページ中段の表をご覧ください。</p> <p>4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費に関しましては182万1,000円の補正減をお願いするものでございます。</p> <p>コード2保健衛生事務費につきましては、269万1,000円の減額をお願いするものです。内容は、細節19負担金補助及び交付金の減額でございます。</p> <p>1負担金209万1,000円の補正減でございますが、石岡市緊急診療所運営費等負担金212万2,000円の補正減につきまして、緊急診療の診療収入が伸びた為、負担金が減額となるものです。</p> <p>在宅当番医制運営費負担金につきましては、1万円の増をお願いするものです。</p> <p>病院群輪番制促進事業負担金につきましても、2万1,000円の増をお願いするものです。いずれも実績見込みによるものでございます。</p> <p>2補助金 不妊治療費補助金につきまして、60万円の補正減をお願いするものです。実績見込みによるものでございます。</p> <p>32ページをお願いします。</p>

	<p>2 目予防費につきまして、1,641万円の補正減をお願いするものです。13節委託料でございます。</p> <p>コード1 予防接種事業1,641万円の補正減でございますが、各種予防接種委託料の減額をお願いするものです。実績見込みによるものです。</p> <p>3 目市民健康管理費につきまして862万円の補正減をお願いするものです。12 節役務費53万3,000円の補正減、13節委託料808万7,000円の補正減をお願いするものです。</p> <p>コード1 母子保健事業185万6,000円の補正減につきましては、13節委託料妊婦・乳幼児検診委託料でございます。妊娠届出数の減少などのため減額するものでございます。</p> <p>コード2 成人保健事業に関しましては、676万4,000円の補正減をお願いするものでございます。</p> <p>内訳としましては、12節役務費、通信運搬費53万3,000円の補正減でございますが、郵便料でございます。13節委託料623万1,000円の補正減は、11月に漏れ者の検診を行い、さらに再通知を行い、1月に再漏れ者検診を実施しましたが受診者が延びなかったため減額するものでございます。</p> <p>4 目保健センター管理運営費244万1,000円の補正増をお願いするものです。</p> <p>コード2 小美玉市保健施設管理運営費222万6,000円の補正増をお願いするものです。11節需要費 細節6 修繕料20万7,000円につきましては、四季健康館の栄養指導室・チャイルドルームのエアコンが起動しないため、制御基盤を交換するものです。</p> <p>15節工事請負費201万9,000円の内訳でございますが、四季健康館機械室修繕工事83万4,000円は機械室循環ろ過ポンプ交換を行うものです。</p> <p>四季健康館健康風呂修繕工事80万7,000円でございますが、健康風呂女子浴室のシャワーにおいてお湯が出ない時があるため、サーモスタット混合水栓交換工事を行うものです。</p> <p>保健施設自動ドア・シャッター等修繕工事37万8,000円につきましては、玉里保健福祉センター自動ドア修繕で自動ドアのモーターを交換するものです。</p> <p>つづきまして、5 目小美玉温泉ことぶき管理運営費126万1,000円の補正増をお願いするものです。</p> <p>コード2 小美玉温泉ことぶき管理運営経費 119万2,000円の補正増をお願いするものです。8 節報償費27万円の補正減をお願いするものです。千葉県在住の松下さん兄弟による演芸をおこなっていましたが、健康上の理由により、7月の公演を最後に解約いたしました。7月の報償費は支払わないため、9か月分を減額するものです。</p> <p>14節使用料及び賃借料146万2,000円の補正増をお願いするものです。カラオケの音楽著作権使用料でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
関口委員長	<p>以上ですか、説明は。</p> <p>それでは、質疑をお伺いいたします。いかがでしょうか。</p>
藤井委員	<p>それでは、1 点お伺いします。</p> <p>30ページの児童福祉施設費の施設型給付費684万4,000円、今非常にどこの自治体でも認定こども園、少子化の切り札というふうになりつつあります。そういう中で、この認定こども園に関しましても児童数が増加しているということで、利用児童数の増加を含めたこの施設の概要と実態についてお伺いしたいと思っております。それからもう一点、この認定こども園の今後の見通しについてお伺いをします。この2 点をお伺いしたいと思っております。</p>
藤田子ども福祉課長	<p>ただいま藤井委員のご質問、認定こども園の概要と実態、それと見込みということでございますが、認定こども園につきましては、小美玉市、幼保連携型</p>

	<p>といたしますか、幼稚園型に保育園のものがプラスされたものが多くございまして、利用児童数が増えているというところは、昨日も予算特別委員会の中でちよっとご説明させていただきましたが、現在、育児休業明けの方が保育利用をしたいということで、ゼロ歳から2歳までの子供たちの利用申し込みが多くなっている状況でございます。これまで保育園のほうではそういった利用も多く利用されておりました、保育園のほうは利用数大体同じぐらい、利用定員いっぱいいっぱいになっておりますが、新しく認定こども園になりまして、認定こども園になった施設の中でゼロ歳から2歳児までの利用できるようになったことから、そこへ入園を申し込む方が増えているというような状況がございまして、利用者が増加しているというところでございます。</p> <p>また、今後の見込みですが、現在のところ、まだ利用定員、ゼロ、1、2歳のところはそういった形で利用要望、保育ニーズが高まっているところではございますが、今後、出生児数ですね、出生数が減少傾向にあることから、施設整備といたしますか、そういったところまではいかなくても、現在の利用定員の中で入所のほうは賄えるのかなというような見込みをさせていただきます。見込みとしてはそういった形になっておりますので、ご了承いただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
藤井委員	ありがとうございます。
関口委員長	よろしいですか。
藤井委員	はい。
関口委員	ほかに質疑ございますか。
谷仲委員	<p>私のほうからは32ページの成人保健事業のところなんです。減額理由は承知いたしております。それで、先ほど説明にありましたように、健診を受けていただかない方に対する案内というところを、さっきちょうど説明にあったんですが、これはやっぱり今後も、がん検診というのはこれから大事な部分なので、これに懲りずにやっぱり継続して、なるべく皆さん受けていただけるようにということで、しっかりご案内のほうをという要望をさせていただいて終わります。</p> <p>以上です。</p>
伊藤健康増進課長	今ご指摘がありましたように、広報等でもやりますよということで通知を差し上げて、さらに個人通知等も差し上げているところなんで、今後も続けて勧奨していきますので、よろしく申し上げます。
谷仲委員	以上です。
関口委員長	よろしいですね。ほかにどうですか。
各委員長	〔「なし」と呼ぶ声あり〕
関口委員長	ほかにないようでございますので、質疑は打ち切ります。討論はございますか。
各委員	〔「なし」と呼ぶ声あり〕
関口委員長	ありませんね。討論はないものと終結いたします。それでは、採決に入ります。

	<p>議案第23号 平成29年度小美玉市一般会計補正予算(第4号)のうち保健衛生部・福祉部所管事項について採決いたします。</p> <p>本案は原案どおり可決すべきものと決することに異議ございませんか。</p>
各委員	〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕
関口委員長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>原案どおり可決すべきものと決しました。</p>
<b>議案第24号 平成29年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)</b>	
関口委員長	<p>続いて、議案第24号 平成29年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について議題といたします。</p> <p>説明を求めます。</p>
服部医療保険課長	<p>議案第24号 平成29年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について説明いたします。</p> <p>1枚目をお開き願います。</p> <p>歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,302万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ65億8,438万4,000円、診療施設勘定白河診療所の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,006万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億3,499万円とするものです。</p> <p>5ページをお開き願います。</p> <p>歳入の補正になります。</p> <p>4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金は8,379万3,000円の補正減です。内訳は、療養給付費負担金、介護納付金負担金、後期高齢者医療支援金負担金で、それぞれ実績見込み額を基に補正計上しております。</p> <p>2目高額医療費共同事業負担金は2,045万1,000円の補正減です。国保連合会への共同事業拠出金に充てるものですが、拠出金の減額に伴うものです。</p> <p>3目特定健康診査等負担金は52万2,000円の補正増で、交付額決定によるものです。</p> <p>次に、2項国庫補助金、1目財政調整交付金は607万円の補正増です。</p> <p>1節普通調整交付金は591万8,000円の補正減で、内訳は、療養給付費調整交付金 介護納付金調整交付金 後期高齢者医療支援金調整交付金で、それぞれ実績見込み額を基に補正計上しております。</p> <p>2節特別調整交付金は1,198万8,000円の補正増で、保健事業や白河診療所経費等を考慮して交付されるものです。</p> <p>次に、5款療養給付費等交付金、1目療養給付費等交付金は463万3,000円の補正減です。これは、退職被保険者に係る療養給付費の減額に伴うものです。</p> <p>次に、6款前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金は1億2,910万9,000円の補正増です。要因は65歳以上の給付費が増えたことによるものです。</p> <p>次に、7款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金は2,045万1,000円の補正減です。これも国庫負担金と同様に、国保連合会への共同事業拠出金の減額に伴うものです。</p> <p>2目特定健康診査等負担金は52万2,000円の補正増で、国庫負担金同様に、交付額決定によるものです。</p> <p>次に、2項県補助金、1目財政調整交付金は380万2,000円の補正増です。これは、療養給付費の実績見込み額から積算しております。</p> <p>6ページをお開き願います。</p> <p>次に、8款共同事業交付金、1目共同事業交付金は8,239万4,000円の補正減 2目保険財政共同安定化事業交付金2億829万3,000円の補正減で、いずれも実績見込みからの減額補正です。</p>

	<p>10款の繰入金、1目一般会計繰入金は100万円の補正減です。</p> <p>1節の保険基盤安定繰入金864万4,000円の補正増で、一般会計補正予算に計上した国・県負担金の増額に伴うものです。</p> <p>2節の職員給与費等繰入金182万1,000円の補正減で、歳出の事務費等の減額に伴うものです。</p> <p>4節の財政安定化支援事業繰入金168万6,000円の補正増は、交付税算入金額によるものです。</p> <p>5節のその他一般会計繰入金、950万9,000円の減額は、歳出の一般財源の支出の減額に伴うものです。</p> <p>次に、12款の諸収、1項、1目一般被保険者延滞金は799万9,000円の補正増と4項 3目一般被保険者返納金10万4,000円の補正増、5目雑入14万2,000円の補正減については、それぞれ実績見込みによるものです。</p> <p>続きまして、7ページの歳出になります。</p> <p>1款総務費 1目一般管理費18万円の補正減は、主に契約差金による委託料の減額等です。</p> <p>8ページをお開きください。</p> <p>中段の3項、1目運営協議会費17万2,000円の補正減は、委員報酬等の減です。</p> <p>2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費は、財源の入替補正です。</p> <p>9ページをお願いします。</p> <p>2目退職被保険者等療養給付費1,781万6,000円の補正減、3目一般被保険者療養費10万7,000円の補正減、4目退職被保険者等療養費10万1,000円の補正減については、それぞれ被保険者等の減少により医療費の伸びが小さかったことによるものです。</p> <p>5目審査支払手数料72万4,000円の補正減は、実績見込みによるものです。</p> <p>2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費1,814万円の補正減、10ページをお願いします。</p> <p>2目退職被保険者等高額療養費7万7,000円の補正増、3目一般被保険者高額介護合算療養費19万1,000円の補正減については、それぞれ被保険者等の減少に伴う実績見込みです。</p> <p>次の3款後期高齢者支援金等と6款介護納付金については、財源の入替補正です。</p> <p>11ページをお願いします。</p> <p>7款共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業拠出金8,180万4,000円の補正減と2目保険財政共同安定化事業拠出金1億6,152万円の補正減については、拠出金額の確定に伴うものです。</p> <p>8款保健事業費、1目特定健康診査等事業費186万6,000円の補正減です。内容は、特定保健指導のための臨時職員の勤務実績による人件費の減額と契約差金による委託料の減額です。</p> <p>12ページをお願いします。</p> <p>次に、10款諸支出金、3項繰出金、2目直営診療施設勘定繰出金1,116万2,000円の補正増です。国庫の特別調整交付金及び県の財政調整交付金のうち白河診療所経費として積算された金額を繰出すものです。</p> <p>4項、1目療養費14万2,000円の補正減は、実績見込みによるものです。事業勘定の説明は以上です。</p>
重藤医療保険課参事	<p>続きまして、診療施設勘定白河診療所について説明致します。</p> <p>20ページをお開き願います。</p> <p>最初に(歳入)の補正になります。</p> <p>1款診療収入、1項外来収入の補正でございます。</p> <p>1目国民健康保険診療報酬収入から、5目一般診療報酬収入まで、それぞれ</p>

	<p>実績見込み額を精査しまして、合計で1,740万円を減額補正するものです。</p> <p>次の4款繰入金、1目一般会計繰入金は、372万8,000千円の補正減となり、同じく、4款繰入金、1目事業勘定繰入金を1,116万2,000円補正増するものです。</p> <p>次の6款諸収入、1目雑入10万円の補正減は、患者から徴収する雑費の減少によるものでございます。</p> <p>続きまして、21ページから22ページは歳出の補正になります。</p> <p>2款医業費、1項医業費の補正でございます。</p> <p>2目医療用消耗器材費10万円の補正減、3目医療用衛生材料費1,000万円の補正減、4目委託検査費50万円の補正減につきましては、それぞれ実績見込みによるものでございます。</p> <p>説明については、以上です。</p>
関口委員長	<p>説明は終わりました。</p> <p>質疑をお願いいたします。ございますか。</p>
戸田委員	<p>ちょっととっぴでもない話になりますけれども、白河診療所についてですけど、今度もう古宿さんのほうへ民間へ委託ということになりましたけれども、これも一般会計からの繰り入れが毎年あると思うんです。民間に委託して、そして委託というか譲ってやったほうがいいんじゃないかなと思うんです。本体というか医療センターのほうはもうなくなっていくわけですけども、それと一緒に、やっぱり古宿さんに経営してもらったほうがいいんじゃないかなと、簡単には思うわけです。ですから、来年やるというわけではないんですけども、一応の古宿さんの経営状態がよくなったときに譲ってやられたほうがいいんじゃないかなと、こういうふう思うんですけども、いかがでしょう。</p>
重藤医療保険課参事	<p>ただいまのご質問につきましてお答えをさせていただきます。</p> <p>現在、白河診療所の運営の考え方につきましては、小美玉市病院事業経営改革プランの中にもお示ししてございますが、小美玉市国民健康保険白河診療所の建物も老朽化が顕著となっております。このような中でも、白河診療所の運営は可能な限り直営の体制を継続することを第一としておりますが、建物の問題に加えまして、医師の確保の問題があるため、これらの問題に対する取り組みが困難になるときは、運営のあり方等について検討が必要になると考えられますということであわせていただいておりますので、今後そのような医師の確保の問題等が直面したような場合は、民間移譲も視野に入れまして、運営のあり方について検討をしていくことになるかと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。</p>
関口委員長	<p>よろしいですか。</p>
戸田委員	<p>はい、だけです。答えは難しいから。</p>
関口委員長	<p>ほかに質疑ございますか。</p>
石井委員	<p>すみません。じゃ、6ページの12款のところですか、諸収入のところ、1目ですから被保険者の滞納金ということで、799万9,000円ですか、ということなんですが、これは滞納が何件か何人かあって、そのうち入金があったということなんですが。その滞納がどのくらいの人数があるのか、ちょっと聞きたいんですが。</p>
服部医療保険課長	<p>ただいまの石井委員のご質問でございます。</p> <p>12款諸収入の一般被保険者の延滞金の補正増についてでございますけれども</p>

	<p>も、滞納者の人数については、日々変わってきますので、難しいところがございますけれども、職員の滞納整理等によりまして、これだけの延滞金の増額が見込めるということで、今回補正増とさせていただいているところでございます。そういったこともありまして、保険税の収納率も、毎年若干ではありますけれども上がってきているというような状況となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
石井委員	わかりました。
関口委員長	ほかにごございますか。
各委員	〔「なし」と呼ぶ声あり〕
関口委員長	それでは、ないようですので、質疑を終結いたします。討論ですが、討論はございますか。
各委員	〔「なし」と呼ぶ声あり〕
関口委員長	<p>ないということで、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第24号 平成29年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算、これらについて採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕
関口委員長	<p>異議なしということで、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。</p> <p>2時35分になりましたんで、50分まで休憩したいと思いますので、よろしくお願いたします。</p>
	<p style="text-align: center;"><b>休憩 午後2時35分</b> <b>再開 午後2時50分</b></p>
<b>議案第25号 平成29年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）</b>	
関口委員長	<p>時間がまいりましたので、審議に移ります。</p> <p>休憩前に引き続きですが、議案第25号 平成29年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算について議題といたします。</p> <p>執行部の説明をお願いいたします。</p>
服部医療保険課長	<p>それでは、議案第25号 平成29年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。</p> <p>歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ634万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4億9,274万2,000円とするものです。</p> <p>3ページをお開き願います。</p> <p>歳入の補正でございますが、1款後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料481万6,000円の補正減と、2目普通徴収保険料1,486万6,000円の補正増については、所得の変動等により、保険料の納付方法が変更になった方の増額分です。</p> <p>3款繰入金、1目事務費繰入金320万4,000円の補正減は、歳出の総務費の減額に伴うものです。</p> <p>2目保険基盤安定繰入金95万3,000円の補正減は、一般会計補正予算に計上した国県負担金の減額に伴うものです。</p>

	<p>5 款諸収入、1 目保険料還付金45万3,000円の補正増は、保険料の軽減判定誤りに伴い、歳出の保険料還付金に充てるためのもので、財源は茨城県後期高齢者医療広域連合からの保険料還付金となっております。</p> <p>続きまして、4 ページをお願いします。歳出でございます。</p> <p>1 款総務費、1 目一般管理費295万2,000円の補正増です。これは職員給与費274万5,000円の減と、一般管理事務費で役務費の実績見込みから後期高齢者の保険証等の郵便料20万7,000円を減額するものです。</p> <p>次の2 項、1 目徴収費25万2,000円の補正減は、役務費の実績見込みから保険料納付書等の郵便料を減額するものです。</p> <p>5 ページをお願いします。</p> <p>2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金909万7,000円の補正増については、被保険者の増加に伴う保険料額の増によるものです。</p> <p>3 款諸支出金、1 目保険料還付金については、保険料の軽減判定誤りに伴い、過誤納金45万3,000円の補正増をお願いします。</p> <p>説明につきましては以上です。ご審議をよろしくお願いたします。</p>
関口委員長	<p>説明は終わりました。</p> <p>質疑を承りますが、いかがですか。</p>
各委員	[「なし」と呼ぶ声あり]
関口委員長	<p>それでは、ないようですので、質疑を終結いたします。</p> <p>討論に入りますけれども、討論はございますか。</p>
各委員	[「なし」と呼ぶ声あり]
関口委員長	<p>なしということで終結いたします。</p> <p>それでは、議案第25号 平成29年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議ございませんか。</p>
各委員	[「異議なし」と呼ぶ声あり]
関口委員長	異議なしと認めまして、原案のとおり可決すべきものと決しました。
<b>議案第30号 平成29年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第3号）</b>	
関口委員長	<p>続いて、議案第30号 平成29年度小美玉市介護保険特別会計補正予算について議題といたします。</p> <p>執行部の説明を求めます。</p>
議介護福祉課長	<p>それでは、議案第30号 平成29年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。</p> <p>議案の1 枚目をお開き願います。</p> <p>第1 条でございます。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,662万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億4,234万9,000円、また、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ16万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ504万7,000円とするものでございます。</p> <p>2 項は省略とさせていただきます。</p> <p>まず、歳入歳出の補正内容についての説明の前に、ちょっと3 ページのほう</p>



をお開きいただきたいと思います。

3ページの第2表の繰越明許費についてご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、事業名が一般管理費の金額が1,130万円でございますが、これにつきましては、12月の議会において、羽刈地内の特別養護老人ホームあいおんの里羽鳥の施設内に、当施設に勤務する職員に対する保育施設の整備に係る県からの補助率10分の10の補助金としてお認めいただいたところでございますが、建築遅延に伴いまして、明許繰越をお願いするものでございます。

建築遅延の理由につきましては、施設からの報告、説明によりますと、工事業者入札の実施準備に当たりまして見直しを行ったところ、設計時から比べ、建築資材や作業員人件費等の高騰によりまして、改めて建築資材等の変更などの設計変更に時間を要しまして、結果として年度内の完成が困難となったため、今回の繰越明許ということになりました。

それでは、まず、歳入についてご説明いたします。

4ページのほうをお開きいただきたいと思います。

歳入でございます。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、1節現年度分特別徴収保険料につきましては、2,426万8,000円の補正増、そして2節減年度分普通徴収保険料につきましては、724万4,000円の補正増です。いずれも対象者の増に伴い、増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分でございますが、負担対象の介護給付費の増額に伴いまして、131万2,000円の補正増をお願いするものでございます。

その下の3款国庫支出金 2項国庫補助金でございますが、1目調整交付金、これにつきましては237万3,000円の補正増をお願いしておりますが、これらを含めまして、合わせまして国庫支出金、国庫補助金といたしまして148万8,000円の補正増をお願いするものでございます。

続きまして、その下になります。4款支払基金交付金、1項支払基金交付金でございますが、1目介護給付費交付金、1節現年度分については、介護給付費の増に伴い1,599万2,000円の補正増、これらなどを合わせましてトータルといたしまして1,532万3,000円の補正増をお願いするものでございます。

5款県支出金 1項県負担金 1目介護給付費負担金につきましては、現年度分といたしまして、やはり介護給付費の増に伴いまして、206万4,000円の補正増をお願いするものでございます。

恐れ入ります。次のページ、6ページをお開きいただきたいと思います。

5款県支出金、2項県補助金でございますが、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、1節現年度分については、交付対象事業の減に伴い、29万9,000円の補正減などで、合わせまして67万円の補正減をお願いするものでございます。

その下の繰入金でございます。7款繰入金、1項一般会計繰入金でございますが、1目介護給付費繰入金、1節現年度分でございますが、介護給付費の増に伴いまして、713万9,000円の補正増などをお願いいたしまして、この合わせましてトータルで440万2,000円の補正減をお願いするものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

7ページをごらんいただきたいと思います。

まず、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございますが、総額で289万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。

補正の内容でございますが、事業費の一般管理費につきましては、トータルで353万1,000円の補正減をお願いするものでございますが、減額等の主な内容は、地域密着型サービス運営委員報酬が、事業確定により20万円の減、また、社会保険料が65万8,000円の減額、また、さらに臨時職員賃金が267万1,000円の減額でございますが、これらにつきましては、認定調査員に関するもので、中重度者、主に介護度4、5の方になりますが、この更新時における認定期間

が24カ月まで延長できることになったことに伴いまして、申請件数が減少し、新規の調査員1名の募集を見送ったことによります減額でございます。以上を合わせまして、一般管理については353万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、8ページをごらんいただきたいと思います。

1款総務費、2項徴収費、1目賦課徴収費、事業1賦課徴収費でございますが、通信運搬費として50万円の補正減でございます。

その下の1款総務費、3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費、事業1介護認定審査会費でございますが、介護認定審査会委員等委員報酬として45万円の補正減をお願いするものでございます。

また、2目認定調査等費、事業1認定調査等費につきましては、273万9,000円の補正減をお願いするものでございます。

続きまして、8ページの一番下になりますが、1款総務費、4項趣旨普及費、1目趣旨普及費、事業1趣旨普及費につきましては、介護保険制度関連のリーフレット作成の完了に伴いまして、13万円の補正減をお願いするものでございます。

続きまして、次のページ、9ページをごらんいただきたいと思います。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス等諸費、事業1介護サービス経費でございますが、主に居宅介護サービスや地域密着型介護サービスなどの給付費負担の増によりまして、8,682万3,000円の補正増をお願いするものでございます。

次の2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、ここににつきましては、1,385万円の補正減をお願いするものでございます。

恐れ入ります。次のページ、10ページをお開きいただきたいと思います。

2款保険給付費、4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス等費、事業1高額介護サービス経費でございますが、36万3,000円の補正減でございます。

その次の2款保険給付費、5項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス等費、事業1特定入所者介護サービス経費でございますが、同じく539万5,000円の補正減でございます。

続きまして、2款保険給付費、6項市町村特別給付費、1目市町村特別給付費、事業1市町村特別給付費でございますが、市独自の給付といたしまして、居宅で生活している要支援、要介護者に対して、施設の特設浴室における入浴介護に要する費用でございますが、利用者がいないため、13万8,000円の補正減をお願いするものでございます。

11ページになりますが、2款保険給付費、7項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス等費、事業1高額医療合算介護サービス経費でございますが、給付費確定見込みによりまして、1,010万円の補正減をお願いするものでございます。

その下の3款地域支援事業費、1項予防事業生活支援サービス事業費、1目介護予防生活支援サービス事業費、事業1の介護予防生活支援サービス事業でございますが、30万4,000円の補正減、そして、その下の2目介護予防ケアマネジメント事業費、事業1介護予防ケアマネジメント事業については、208万2,000円の補正減をお願いするものでございます。

11ページの一番下になりますが、3款地域支援事業費、2項包括的支援事業費・任意事業費、1目包括的支援事業費でございますが、総額で48万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。

12ページをお開きいただきたいと思います。

ただいまの続きですが、事業2包括的支援事業運営費につきましては、17万3,000円の補正減をお願いするものでございます。

続きまして、2目任意事業費でございます。総額で115万6,000円の減額補正をお願いするものですが、減額の主な内容は、配食サービス業務について利用

	<p>者を下回ったために、49万円の補正減などを合わせまして、115万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。</p> <p>その下の5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目第1号被保険者保険料還付金、事業1第1号被保険者保険料還付金でございますが、3万円の補正増をお願いするものでございます。</p> <p>その下の5款諸支出金、3項介護保険災害臨時特例支出金、1目介護保険災害臨時特例支出金、事業1介護保険災害臨時特例補助事業でございますが、さきの東日本大震災の避難者で原発事故における旧避難区域、この区域は福島県の広野町になりますが、そこから避難者の避難しています介護施設利用料の補助となりますが、当初予算において、当事業の継続が不明確であったため未計上でございましたが、このたびこの事業の継続決定を受けまして、36万8,000円の補正増をお願いするものでございます。</p> <p>続きまして、17ページからのサービス事業勘定の補正についてご説明いたします。</p> <p>20ページのほうをお開きいただきたいと思います。最後のページになります。</p> <p>歳入についてでございますが、1款サービス収入、1項予防給付費収入、1目介護予防サービス計画費収入、1節介護予防サービス計画費収入でございますが、介護予防サービス計画収入といたしまして、16万7,000円の補正増をお願いするものでございます。</p> <p>次に、歳出でございます。1款サービス事業費、1項介護予防支援事業費、1目介護予防支援事業費、事業1の介護予防支援事業費でございますが、介護予防ケアプラン委託件数の増などによりまして、16万7,000円の補正増をお願いするものでございます。</p> <p>以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
関口委員長	<p>説明は終わりました。</p> <p>質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>〔「なし」と呼ぶ声あり〕</p>
関口委員長	<p>質疑はないということで、次の討論に入ります。</p> <p>討論はございますか。</p>
各委員	<p>〔「なし」と呼ぶ声あり〕</p>
関口委員長	<p>なしという声でございますので終結いたします。</p> <p>それでは、議案第30号 平成29年度小美玉市介護保険特別会計補正予算について採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕</p>
関口委員長	<p>異議なしと認めます。原案のとおり可決すべきものと決しました。</p>
<p><b>議案第44号 小美玉市医療センター移譲先団体の決定について</b></p>	
関口委員長	<p>続いて、議案第44号 小美玉市医療センター移譲先団体の決定について議題といたします。</p> <p>執行部の説明を求めます。</p>

<p>服部医療保険課長</p>	<p>それでは、議案第44号について説明いたします。</p> <p>小美玉市医療センター移譲先団体の決定について、水戸市の医療法人財団古宿会といたく、議会の議決を求めるものです。</p> <p>提案理由ですが、医療センターの民間移譲については、病院の存続を第一とし、選考委員会の選考結果をもとに候補者選定を行ったので、今後の手続を進めるに当たり議会の議決を求めるものです。</p> <p>この件につきましては、3月2日の全員協議会でも説明させていただきましたが、具体的には交渉権獲得順位第1位の古宿会と明風会に、市の条件、支援金や土地建物の取り扱いなどを示し、交渉を進めてきた結果、古宿会を移譲先候補者とし、さらに協議を重ね、基本協定書、仮協定書ですが、こちらを締結したところでございます。</p> <p>協定書の内容については、病院の移譲先や概要のほか、移譲の時期は平成32年4月1日を目途とすること、土地建物等の取り扱いに関する事、新病院の建設費、医療機器購入費等の開院に係る費用の2分の1、上限15億円を10年から15年で分割交付すること、救急医療、一次救急ですが、こちらの継続や病床80床の有効活用、さらには外来診療の取り組み等という内容となっております。</p> <p>今回議決いただければ、正式な基本協定書を締結し、来年度以降、さらに詳細な協議を行い、個別に協定や契約を行い、必要に応じて議案の提出等をさせていただきますと考えております。</p> <p>説明につきましては以上です。ご審議よろしくお願いたします。</p>
<p>関口委員長</p>	<p>移譲先団体の決定についての説明がありました。</p> <p>ご質問をいただきたいと思いますが、いかがですか。</p>
<p>鈴木副委員長</p>	<p>この間も同じような感じで聞いたと思うんですけども、この協定書とか、今まであった話した内容とか、概要とかでいいので、どういうふうな段階を踏んで、どういうふうにして決まったかというのがみんなにわかりやすいような文書とか、そういうのは残っていますでしょうか。</p>
<p>服部医療保険課長</p>	<p>ただいまの鈴木委員のご質問でございますが、これまでの経過等についてでございます。</p> <p>もちろん文書は残っております。概要を説明させていただきますが、国のほうの示した病院経営のガイドライン、これに基づきまして市のほうでは経営改革プランを策定しまして、それに基づいて協議を進めてきました。その中で、市議会におきましても、地域医療対策特別委員会を設置していただきまして、議会からの提案をいただいたところでございます。</p> <p>その提案に基づいて、市のほうでも医療センターの民間移譲ということで、病院の存続を第一と考えて民間移譲ということで、その後、今度は条例を制定して選考委員会を設置しまして、その中で募集要項や選考要項などを協議していただいて、実際に募集を行って、3団体から提案をいただいて、その中でヒアリング等も行いまして、選考した結果が先ほどの古宿会と明風会ということで、順位としては選考委員会の中では古宿会が1位だったんですけども、それほど点数の差がなかったことから、選考委員会としては古宿会と明風会、同時に交渉を進めていただきたいという条件がありましたので、そういったことを受けて同時に交渉を進めてきたところでございます。こちらの示した条件、支援金や土地建物の取り扱いなどを示した上で協議を進めてきた中で、古宿会がそちらの条件と考えがほぼ合意に至りまして、逆に明風会からは明確な回答をいただけなかったというような状況でございますので、古宿会のほうを移譲先候補者としてさせていただきますので、その上、さらに協議を進めて、基本協定書、仮協定書の締結という流れに至っております。</p> <p>そういった中で、今回、民間移譲の移譲先を古宿会ということで決定したい</p>

	<p>ということで、議案として提出させていただいたところでございます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
鈴木副委員長	<p>大体の大きな流れはわかったんですけども、市民から見た一般論的な発想なんですけれども、最初そこで今のところにやっていってもらって、それができないといって、それでこういう形になったと思うんですけども、そうしたらやらないと言ったところがまたやるというふうになったというのがよくわからないということで質問されて、ちょっとそこがうまくどうしても説明できないんですけども、1回バンザイしたところが、何で次、またやるのかというのがうまく説明できないんですけども、それをうまく説明したいんですが。</p>
服部医療保険課長	<p>ただいまのご質問でございます。 現在、指定管理者ということでお願いしている古宿会が、最初、現在の建物や医療機器等の設備、こちらの老朽もありまして、なかなか現在の状況で指定管理者を続けていくことは難しくなってきたというようなお話がございまして、その上で先ほど説明した流れでいろいろ検討させていただいて、こういった状況になっているところでございます。 そういった経過も、これまで議員の皆様にもその都度、全員協議会等で説明させていただいてご理解をいただきながら、こういったところまで来たというような状況でございますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。</p>
鈴木副委員長	<p>後でもいいんですけども、その話あった内容とか審査会の内容の文書とかあったら、後で見せてもらいたいんですけども、大丈夫ですか。</p>
服部医療保険課長	<p>書類はもちろんとってありまして、整理してございますので、後ほど確認していただければと思います。よろしくお願いいたします。</p>
関口委員長	<p>よろしいですか。</p>
谷仲委員	<p>委員間の自由討議を求めます。</p>
関口委員長	<p>この議案に対してですか。</p>
谷仲委員	<p>そうです。この議案で、先ほど鈴木委員がおっしゃっていた、各議員宛てに、もう逐一、全協のこういう資料ですとか、経過の報告とかは各自手に行っているわけなんです。それと、あと地域医療対策特別委員会の提言に関しても、全員協議会で各議員に説明をして、そこで提言書が上がっている。選考委員会が、設置も条例の議決で選考委員会ができた。その選考委員会に基づくところに当たって、今、こういう議案が上がってきています。その、ちょっと今、その資料というところがあるんですが、どういうところをどういう趣旨で、それをちょっと論点をしっかりしてからやったほうがいいと思うんですよね。それは委員間の討議で。</p>
関口委員長	<p>ちょっと待つてね。 そうすると、この場で谷仲君の言いたいことは、自由討議だということけれども……</p>
	<p>〔「賛成討論ね」と呼ぶ声あり〕</p>
関口委員長	<p>賛成討論か。どういうことだ。</p>

谷仲委員	いや、討論ではないんです。 まず、ちょっと鈴木委員にお尋ねしたいんですが、これ11月の全協のときの資料、それでここに選考委員会で……
関口委員長	谷仲君、ちょっと待って。今、委員会を閉じて、2人でやってもらいたいのだけれども。
谷仲委員	いや、これ自由討議なので、ちょっと要綱を照らし合わせて、委員長、ちょっと確認してください。
関口委員長	いや、だからお二人でその辺のことはやっていただきたい。委員会を終結したらいいんですよ。 それで、服部課長のほうからお答えの中で、鈴木君のお話に対して、はいわかりましたというようなお返事がございましたので、そういう中で、服部課長、それでいいですよ、経過については。
服部医療保険課長	はい。
関口委員長	そういうことで、ひとつお願いしたい。 それから、谷仲委員のほうで、鈴木さんに教えるということであれば、お二人でひとつお願いをしたい。
谷仲委員	2人のやりとりじゃなくて、この委員会で、結局、統一した考えのもと、皆さんで考えてと、そういうところの意味での自由討議です。 その前段として、私のほうから、まずこの資料、それとそうなった経緯がここ、ちゃんと資料で全議員に配られているはず。それと、これが1月23日付、これ各議員のほうで保健衛生部長からこういう形で来ていますが、これ別紙の1と別紙の2と。
関口委員長	わかりました。
谷仲委員	そういうところは、ちゃんと踏まえた上でのその質疑かどうかというのはどうですか。
関口委員長	だから、そのことについては皆さんの了解も受けなくちゃならないけれども、今までの過程は、先ほど申されたように、それを具体的にまた知りたいということですから、それは課長のほうでお認めになったので、その辺のことでご理解いただきたいですよ。
谷仲委員	じゃ最後、これ委員長にお願いですが、議員間の自由討議の実施要綱とちょっと照らし合わせて、ちょっと後で確認しておいていただければと思います。 以上です。
関口委員長	要望だろうと思いますけれども、今回はその自由討議はやらないということでご理解いただきたいと思います。
荒川委員	この件につきましては、担当の執行部、大変ご苦労さまでした。私も、医療センターの運営審議会、審査会じゃなくて、運営委員の一員になっていて、飯島さんが会長でやっていたと思うんです。いろいろこの問題、こういうふうな医療センターの状況は、結局、国保病院からまず山王台のあれになって、それから古宿会というような経緯になったと思うんですよ。結局、だんだんやっぱりどうしても施設の老朽化が激しくて、とても先生も来てくれないと、施設

	<p>もする人だって大変だというふうなことなので、古宿会はこのままではちょっと撤退せざるを得ないんだということが出たんだよね。それでもって、その後じゃどうしようかということでもって、じゃちようど議長も運営委員になっていたものだから、すぐ議会でもってこれを立ち上げようということでもって検討してきて、ここに至って議会で要望書を出したわけだ、執行部に。執行部も、それに対して検討を重ねてもらってその形、こういうふうな形になったと思うんだよね。</p> <p>前に、山王台の病院から古宿会に変わるときの話なんですけど、私がちようどその立場にいたんですよ。カルテというのは、やっぱり医者というのは出さないんだよね、ほかへは。だから、例えばあのときは3月31日、4月1日から変わるわけですよ。しかし、患者さんは変わらない。そういうこともあって、あのとき誰かに言ったっけかね、何だかそういうのはちょっと忘れちゃけれども、出さないんだよね。そうすると、困るのは市民ですよ、患者さん。あんたら何やっているんだということで、私、言ったことがありますけれどもね。今回は、古宿会さんがそういう状況になったかもしれないけれども、しかし今度はお互いにすり合わせをして、こういう形になったんだし、これは一番、私は同じあれだったら古宿会さんがこのまま継続するということには、患者、それから市民、住民も安心してあれなので、早急に契約なんかをどんどん進めて、早くやっていったほうがいいということで思います。</p> <p>以上です。</p>
関口委員長	<p>今のことは、要望ということですね。</p> <p>ほかに、この議題に対して質問を受けているわけですから、ひとつ質疑がほかであれば承ります。</p>
	〔「質疑なし」と呼ぶ声あり〕
関口委員長	<p>それでは、ほかに質疑がございませんようですので、以上で終結いたします。次に、討論に入りますけれども、討論はありますか。</p>
各委員	〔「なし」と呼ぶ声あり〕
関口委員長	<p>先ほど、討論のようなものがございましたけれども、討論がないということで終結いたします。</p> <p>それでは採決に入ります。</p> <p>議案第44号 小美玉市医療センター移譲先団体の決定について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕
関口委員長	<p>異議なしということでお認めいたしまして、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。</p> <p>以上で本委員会に付託された議案等の審査は全て終了いたしました。</p> <p>ですが、その他の項目ということで、福祉部のほうで報告、説明したい旨がございますので、これを許しますので、ひとつお願いいたします。</p>
その他	
戸塚社会福祉課長	<p>お手元にお配りしました仮称小美玉市子どもの学習支援事業についてという資料をもとにご説明いたします。</p> <p>社会福祉課におきまして、現在検討を進めております仮称小美玉市子どもの</p>

	<p>学習支援事業の状況につきましてご報告いたします。</p> <p>1枚お開きをいただきまして、この事業につきましては、生活困窮者自立支援法に基づきます子どもの学習支援事業、国の補助率が2分の1の事業を活用して実施してまいります。</p> <p>少し下がりにまして、名称でございますが、仮称小美玉市子どもの学習支援事業でございますが、名称につきましても、もっとやわらかくしたものに変えて考えていきたいと思っております。</p> <p>現在、検討しております事業の内容でございますが、3の事業の内容につきましても、これまで近隣市町村の状況を確認したり、また市内の生活保護、準要保護世帯へのアンケート調査に基づきまして、現時点での設定している状況でございます。まだまだ検討や変更を繰り返して確立されていくもののご理解をいただければと思います。</p> <p>また、4番の受託者、概算事業費につきましても、その事業内容によりまして、まだまだこれから見直しがあるもののご理解をいただければと思っております。</p> <p>今後は、参加者のプライバシーの問題等ございまして、こちらも含め細部にわたる検証と関係各所との協議を重ねてまいりまして、できるだけ早い事業実施に向けて進めてまいりたいと存じますので、皆様のご理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。</p> <p>以上で報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。</p>
関口委員長	<p>そういう報告でよろしいですか。</p>
藤田子ども福祉課長	<p>本来であれば、本委員会でご審議をいただくべきものではございますが、今議会の最終日の全員協議会におきまして追加補正案件がございますので、事前にご報告させていただきたいと存じます。</p> <p>追加補正案件でございますが、3款民生費、2項児童福祉費、3目児童福祉施設費、事業1保育委託事業におきまして、平成28年度の「子どものための教育・保育給付費国庫負担金分」の返還金として、国庫補助等返納金1,294万3,000円の増額補正をお願いしたいと考えております。</p> <p>子どものための教育・保育給付費国庫負担金でございますが、子ども・子育て支援法に基づき、就学前の教育保育を行う施設への給付費等の支給の一部を国庫により負担するものでございます。</p> <p>負担金の申請につきましては、当該年度に負担金の申請を行い、翌年度に実績報告を行うこととなっております。そして、実績報告に基づき額の確定が行われ、確定通知が来ることとなっておりますが、3月定例補正の要求期間以降に連絡がございましたため、追加での補正をお願いするものでございます。</p>
関口委員長	<p>最後の全員協議会で説明しということで、資料も出るんですね。そのようにお願いしたいと思います。</p> <p>ほかにご報告なりありますか。</p> <p>委員さんのほうもないですね。</p>
各委員長	<p>〔「なし」と呼ぶ声あり〕</p>
関口委員長	<p>それでは、協議を終了させていただきます。</p> <p>副委員長と交代します。</p>
鈴木副委員長	<p>それでは、長時間にわたりお疲れさまでした。</p> <p>これもちまして文教福祉常任委員会を閉会いたします。</p> <p>ご苦労さまでした。</p>



	閉会 午後3時33分
--	------------